

令和元年度版

(2019年度版)

秦野市の福祉

～心のかよいあう健康なまちづくり～



秦 野 市

目 次

概 況	1
高齢者福祉	10
介護保険	26
障害者福祉	29
児童福祉、母子・父子福祉	46
生活保護、生活困窮者支援	59
人権啓発	62
社会福祉協議会	64
保健福祉センター	89
そ の 他	92
福祉関係施設等一覧	97

概 況

1 秦野市の位置



2 人口及び世帯数の推移

各年4月1日現在

区分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
人口	男	85,822	85,230	84,911	84,708	84,438
	女	82,382	81,562	81,182	80,852	80,560
	計	168,204	166,792	166,093	165,560	164,998
人口の対前年伸率(%)		△ 0.41	△ 0.84	△ 0.42	△ 0.32	△ 0.34
世帯数		71,501	69,931	70,348	70,978	71,597
1Km ² 当たりの人口		1,621	1,607	1,601	1,596	1,590

面積(km²) 103.76

3 人口形態

(1) 5歳階級人口

平成27年10月1日現在

年齢	総数	男	女
総数	167,378	85,552	81,826
0～4	6,011	3,052	2,959
5～9	6,816	3,498	3,318
10～14	7,137	3,564	3,573
15～19	9,005	4,936	4,069
20～24	10,277	5,949	4,328
25～29	7,742	4,180	3,562
30～34	9,048	4,801	4,247
35～39	10,701	5,640	5,061
40～44	12,625	6,611	6,014
45～49	11,235	6,057	5,178
50～54	10,208	5,255	4,953
55～59	9,470	4,732	4,738
60～64	11,975	5,892	6,083
65～69	14,574	7,175	7,399
70～74	11,284	5,640	5,644
75～79	7,743	3,754	3,989
80～84	5,191	2,192	2,999
85～89	3,095	1,028	2,067
90～94	1,429	340	1,089
95～99	342	65	277
100以上	49	4	45
年齢不詳	1,421	1,187	234

(2) 年齢3区分人口

平成27年10月1日現在

区分	全人口に占める割合 (%)	総数	男	女
0～14歳	11.9	19,964	10,114	9,850
15～64歳	61.1	102,286	54,053	48,233
65歳～	26.1	43,707	20,198	23,509
年齢不詳	0.9	1,421	1,187	234
計	100.0	167,378	85,552	81,826

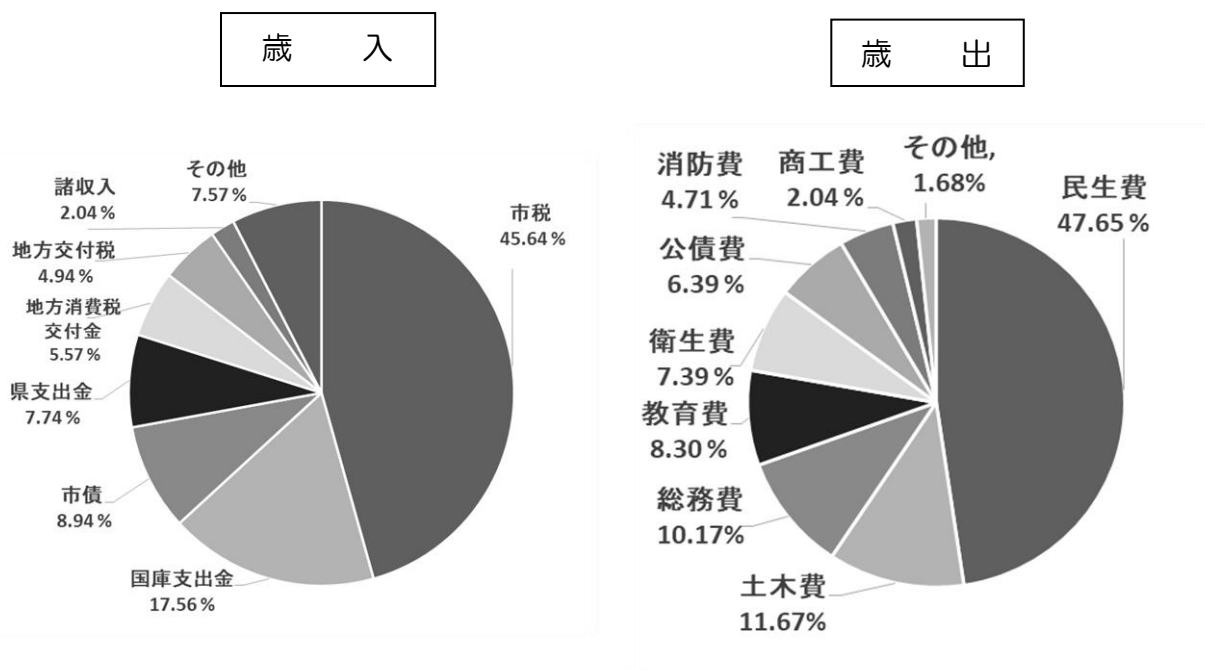
(3) 人口推移 (国勢調査数値)

各年10月1日現在



4 令和元年度一般会計予算額（当初予算）

歳入			歳出		
款	予算額(千円)	構成比(%)	款	予算額(千円)	構成比(%)
1 市税	23,100,000	45.64	1 議会費	349,034	0.69
2 地方譲与税	349,520	0.69	2 総務費	5,149,619	10.17
3 利子割交付金	32,000	0.06	3 民生費	24,116,569	47.65
4 配当割交付金	137,000	0.27	4 衛生費	3,744,662	7.39
5 株式等譲渡所得割交付金	141,000	0.28	5 農林費	448,704	0.89
6 地方消費税交付金	2,822,000	5.57	6 商工費	1,029,998	2.04
7 ゴルフ場利用税交付金	77,000	0.15	7 土木費	5,907,617	11.67
8 自動車取得税交付金	89,000	0.18	8 消防費	2,382,545	4.71
9 環境性能割交付金	53,000	0.11	9 教育費	4,198,713	8.30
10 地方特例交付金	330,000	0.65	10 公債費	3,232,539	6.39
11 地方交付税	2,500,000	4.94	11 予備費	50,000	0.10
12 交通安全対策特別交付金	20,554	0.04			
13 分担金及び負担金	463,040	0.92			
14 使用料及び手数料	656,526	1.30			
15 国庫支出金	8,888,834	17.56			
16 県支出金	3,919,459	7.74			
17 財産収入	470,009	0.93			
18 寄附金	104,585	0.21			
19 繰入金	397,300	0.79			
20 繰越金	500,000	0.99			
21 諸収入	1,033,373	2.04			
22 市債	4,525,800	8.94			
歳入合計	50,610,000	100.00	歳出合計	50,610,000	100.00



5 令和元年度民生費当初予算（歳出）

一般会計予算額は、506億1,000万円、そのうち、民生費（241億1,656万9千円）の占める割合は、47.65%と、最も大きくなっています。

これを財源内訳でみると、国庫支出金33.77%、県支出金13.22%、その他2.33%、一般財源50.68%となっています。

（単位：千円）

科 目	予算額	特 定 財 源				一般財源
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
3 民 生 費	24,116,569	8,143,943	3,189,415	0	562,161	12,221,050
1 社会福祉費	11,372,760	2,302,566	1,878,369	0	28,238	7,163,587
1 社会福祉総務費	6,419,931	433,337	637,372	0	0	5,349,222
2 障害者福祉費	4,613,777	1,843,091	1,076,735	0	15,008	1,678,943
3 老人福祉費	231,528	0	164,262	0	3,175	64,091
4 国民年金費	26,138	26,138	0	0	0	0
5 社会福祉施設費	81,386	0	0	0	10,055	71,331
2 児童福祉費	9,082,052	3,235,661	1,137,439	0	497,257	4,211,695
1 児童福祉総務費	4,545,092	2,022,551	620,196	0	71,951	1,830,394
2 児童保育費	3,260,578	1,194,420	506,100	0	277,197	1,282,861
3 認定こども園費	1,087,827	17,983	11,143	0	137,845	920,856
4 青少年育成費	188,555	707	0	0	10,264	177,584
3 生活保護費	3,659,538	2,605,716	172,679	0	36,000	845,143
1 生活保護総務費	205,949	15,525	0	0	0	190,424
2 扶助費	3,453,589	2,590,191	172,679	0	36,000	654,719
4 災害救助費	2,219	0	928	0	666	625
1 災害救助費	2,219	0	928	0	666	625

6 福祉事務所の仕事

社会福祉法第14条の規定に基づき、昭和30年1月1日福祉事務所を設置し、主に生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行っています。

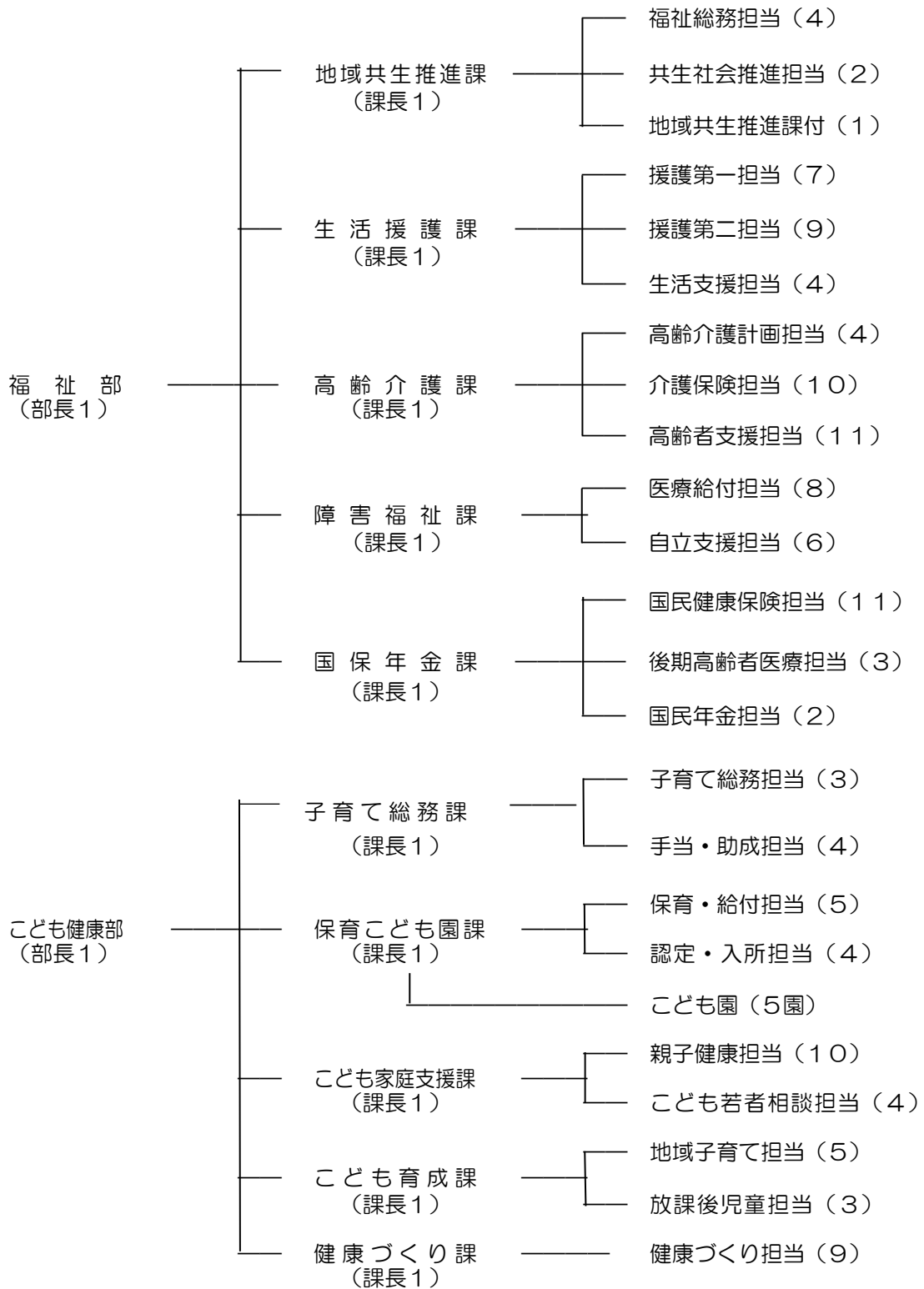
福祉部としては、その他に、民生委員・児童委員に関する事務、国民健康保険、介護保険等の保健医療事務、社会福祉に関する業務を掌握し、市民福祉の増進を図っています。

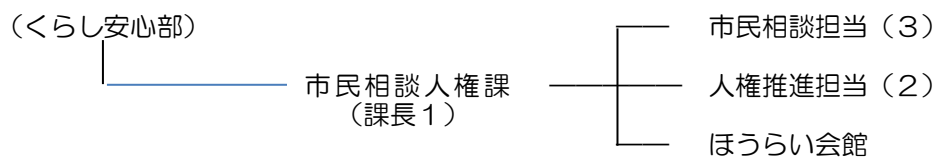
福祉事務所は、福祉部の地域共生推進課、生活援護課、高齢介護課、障害福祉課と、こども健康部の子育て総務課、保育こども園課、こども家庭支援課で構成されています。

福祉関係行政組織図

平成31年4月1日現在

() は職員数





(注) 表中の数値に再任用職員数は含まれていません。

福祉関係課担当業務

部	課名	主な仕事	直通電話	メールアドレス
福祉部	地域共生推進課	○地域共生社会の推進 ○民生委員・児童委員 ○日赤募金 ○小災害被災者援護 ○戦没者の遺族などの援護 ○成年後見制度 ○社会福祉法人の指導監査 ○東日本大震災により本市に避難している者の生活等の支援	82-7392	tiiki-k
		○保健福祉センター	84-5511	
	生活援護課	○生活保護、行旅人などの援護 ○生活困窮者自立支援	82-7393	seikatu-e
	高齢介護課	○介護事業者の指定・指導 ○介護保険事業計画の策定 ○介護保険施設の苦情・相談	高齢介護計画担当 86-6583	kourei
		○介護保険被保険者の資格管理 ○介護保険料の賦課・徴収 ○介護保険給付 ○介護保険の要介護認定業務	介護保険担当 82-9616 (保険) 82-5714 (認定)	
		○生きがいづくり ○介護予防 ○地域高齢者支援センター（包括支援センター）の総括	高齢者支援担当 82-7394	
		○広畑ふれあいプラザ ○末広ふれあいセンター	77-6061 82-4936	
	障害福祉課	○障害福祉サービス ○地域生活支援事業 ○自立支援医療の給付	82-7616	syougai-f
	国民年金課	○国民健康保険の認定（資格得喪） ○国民健康保険税賦課 ○国民健康保険給付 ○特定健康診査・特定保健指導	国民健康保険担当 82-9613	k-nenkin (特定健康診査 特定保健指導業務 tokutei)
		○後期高齢者医療保険の資格、給付に関する申請受付 ○後期高齢者医療保険料の徴収	後期高齢者医療担当 82-5491	
○国民年金被保険者の資格得喪 ○保険料免除申請 ○老齢福祉年金 ○国民年金受給相談		国民年金担当 82-9614		

部	課名	主な仕事	直通電話	メールアドレス
こども健康部	子育て総務課	○子育て支援センター「ぼけっと21等」 ○ファミリー・サポート・センター ○コミュニティ保育	子育て総務担当 86-3460	kosodate
		○児童手当 ○小児医療費助成 ○児童扶養手当 ○ひとり親家庭などの医療費助成	手当・助成担当 82-9607	
		○ひとり親家庭相談	82-9608	
	保育こども園課	○保育所・認定こども園等の入所 ○公立認定こども園の運営管理	82-9606	hoiku
	こども家庭支援課	○母子保健 ○食育 ○予防接種	親子健康担当 82-9604	oyako-c
		○児童相談 ○児童虐待相談 ○若者相談	こども若者相談担当 82-6241	k-soudan
	こども育成課	○こども・青少年育成指導 ○青少年団体育成指導 ○青少年問題協議会 ○非行防止活動	地域子育て担当 86-6270	kodomo
		○はだのこども館	81-7011	h-kodomo
		○表丹沢野外活動センター	75-0725	omote
		○児童館 ○児童ホーム	放課後児童担当 86-6310	kodomo
	健康づくり課	○健康づくり ○保健衛生（公衆衛生、薬物乱用防止等） ○成人保健（がん検診、市民健康診査、健康講座、未病改善等） ○感染症予防 ○献血 ○地域医療	健康づくり担当 82-9603	kenkou
		○中野健康センター	82-7596	

部	課名	主な仕事	直通電話	メールアドレス
くらしの 女性 心部	市民相 談人権 課	○女性相談 ○男女共同参画推進事業	市民相談担当 82-5128	s-soudan
		○同和対策事業 ○人権啓発事業 ○社会を明るくする運動 ○人権擁護委員・保護司・更生保 護女性会 ○人権相談	人権推進担当 82-7618	
		○ほうらい会館	81-8310	hourai

メールアドレスの後ろには、「@city.hadano.kanagawa.jp」が付きます。

高齢者福祉

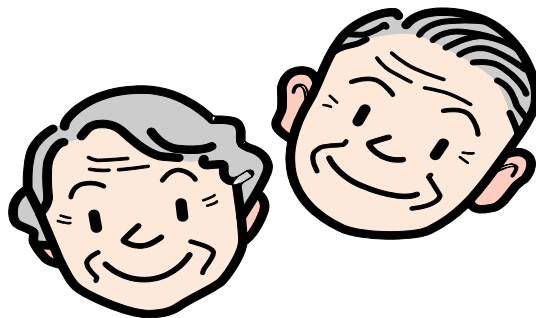
わが国の総人口は、平成31年4月1日現在、1億2,625万4千人です。そのうち65歳以上の高齢者人口は3,575万2千人であり、総人口に占める割合（高齢化率）は28.3%と、年々上昇しています。

本市の高齢者人口は、平成31年3月31日現在の住民基本台帳人口によると4万7,347人で、本市の総人口16万1,230人に占める割合（高齢化率）は29.4%と、前年より0.6ポイント上昇しています。こうした高齢者人口の増加に併せ、ひとり暮らし高齢者や高齢者だけの世帯も増加しています。

平成12年4月にスタートした介護保険制度は、平成30年度にも法改正が行われる等、高齢者が住み慣れた地域や家庭でいつまでも暮らし続けられるよう、地域密着型サービスの創設や予防を重視したサービスへの転換が図られてきました。

第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、「1 健康と生きがいづくり」、「2 地域包括ケアシステムの深化・推進」、「3 認知症施策の推進」、「4 介護予防・自立支援に向けた取組の推進」、「5 介護保険の健全運営と円滑な実施」の5つを施策の柱として策定されました。

地域の実情に応じた取組を強化し、高齢者のみならずあらゆる人が共に生きる地域づくりを進めていきます。

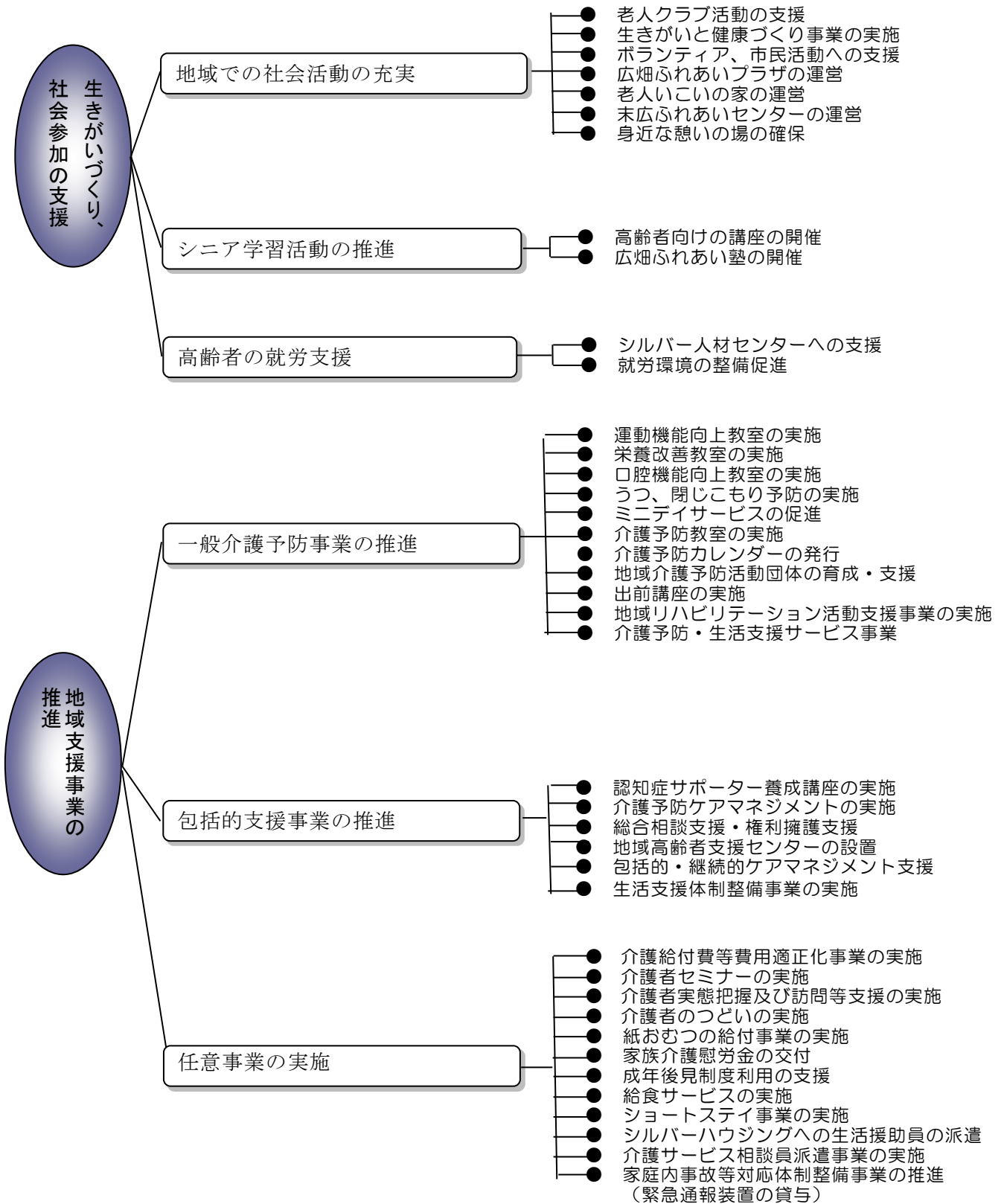


体系図

《重点施策》

《施策の方向》

《施策名》



《重点施策》

《施策の方向》

《施策名》

支え合うまちづくり
安心・安全な地域で

地域包括ケアシステムの充実

- 地域高齢者支援センターの円滑・適正な運営の確保
- 高齢者虐待の予防と早期発見
- ひとり暮らし高齢者等の登録
- 地域ケア会議・高齢者ケア会議の開催

認知症高齢者対策の充実

- 認知症地域支援推進員の配置
- 認知症初期集中支援推進事業の実施
- オレンジカフェの支援
- 認知症予防教室の実施
- 認知症の早期発見・対応システムの推進
- 迷い高齢者等 SOS ネットワーク事業の充実
- 介護者のつどいの実施
- 介護者セミナー
- 「認知症サポーター養成講座」の開催
- 権利擁護支援の実施

日常生活の支援

- 生活支援コーディネーターの配置
- 給食サービスの実施
- シルバーハウジングへの生活援助員の派遣
- 移送サービスの促進
- ほほえみ収集（高齢者等ごみ戸別収集）の実施

安全・安心の確保

- ひとり暮らし高齢者防火対策事業の実施
- 老人クラブ友愛活動の促進
- 交通安全対策の推進
- 防犯対策の充実
- 災害対策の推進
- 見守りキーホルダー事業

住宅・都市基盤の整備

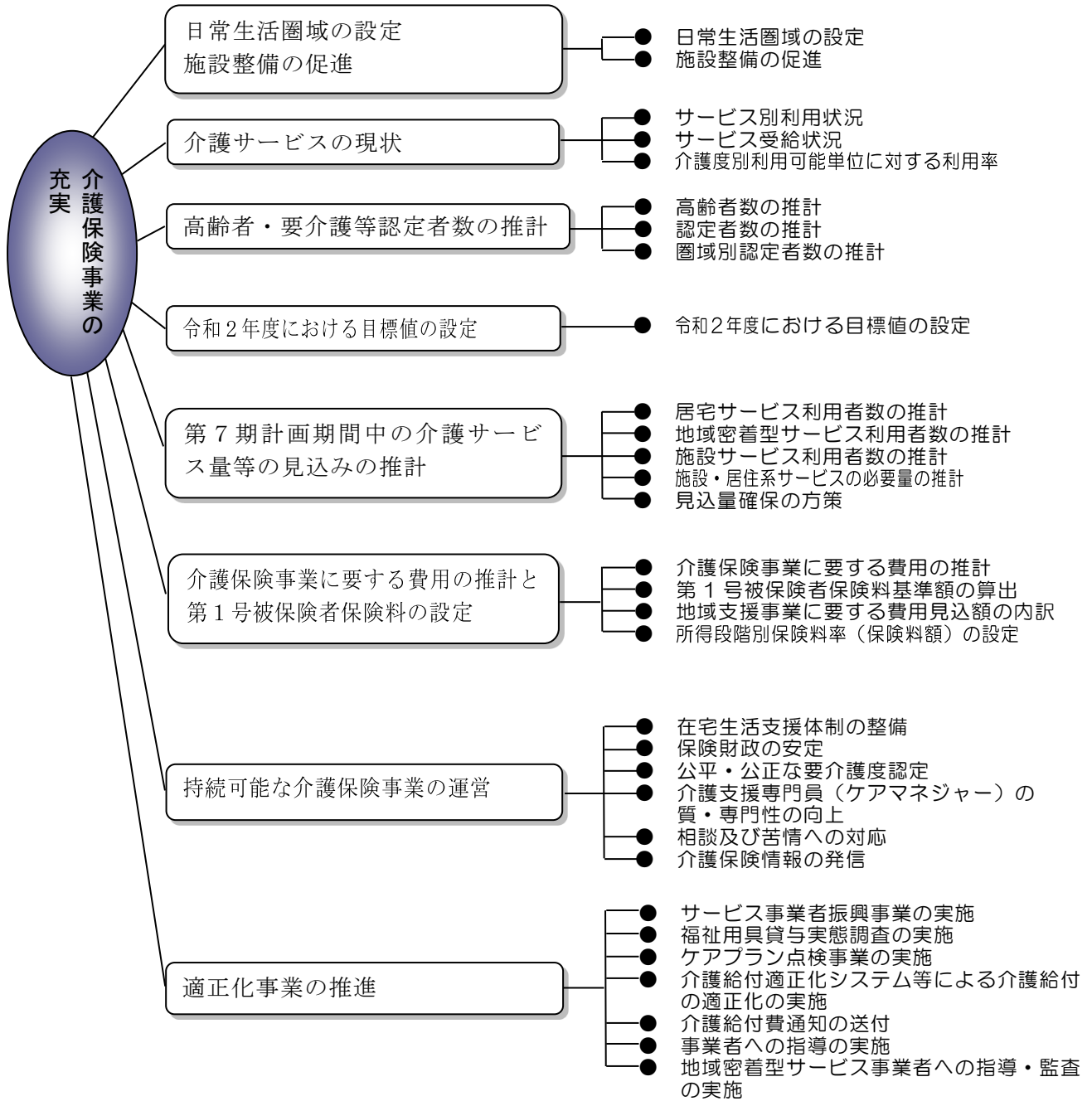
- 高齢者が安心して暮らせる住宅等の整備
- 高齢者等に配慮した市営住宅の整備
- 福祉のまちづくりの啓発・普及
- 交通バリアフリー特定事業計画の推進
- 高齢者にやさしい公共交通施設の整備

権利擁護の推進

- 成年後見制度の普及・啓発

市民に対する福祉意識の啓発と福祉活動への支援

- 世代間交流と福祉教育の推進
- 地域敬老会開催の支援
- 敬老祝金品等の贈呈
- ボランティア、市民活動への支援



老人クラブ活動

老人クラブ（ゆめクラブ）は、市内に46クラブ、3,112人の会員で構成されています（平成31年4月1日現在）。クラブ活動を通じて地域の高齢者はお互いに健康増進や予防対策に関心を高め、共にレクリエーションやスポーツを楽しむ中で、仲間づくりをし、孤立することなく、地域で支えあう基盤を作り上げてきました。

『創造と連携の輪を広げて一心豊かな21世紀を一』をテーマに社会活動に積極的に参加・参画し、高齢者の持つ活力を生かした活動を進めます。

友愛チーム

老人クラブ活動の一つとして行うもので、寝たきりの方や虚弱なひとり暮らしの方を定期的に訪問し、身の世話、相談、話し合いなどをして高齢者を励ます制度です。本市には、27チームあります。

広畑ふれあいプラザ

いつまでも明るく健康で生き生きとした長寿社会づくりを目指した施設で、利用する市民やボランティアが主体となって、健康保持・増進活動、生きがい活動、生涯学習活動、世代を超えたふれあい活動などを行っています。

【問合せ】 広畑ふれあいプラザ（秦野市下大槻174-4） ☎77-6061

末広ふれあいセンター

高齢者の健康保持・増進、生きがい活動、及び児童との世代間の交流を深めることを目的とした施設で、高齢者及びボランティアが定期的に行うミニデイサービス、健康講座、レクリエーション、世代間交流事業など生きがいづくり活動の場として利用できます。

【問合せ】 末広ふれあいセンター（秦野市末広町6-53） ☎82-4936

老人いこいの家

地域高齢者のいこいの場所として、会合・研修・娯楽に利用できるほか、介護予防・健康増進・生きがい活動等の実施拠点施設として利用することができます。

かわじ荘 八沢626-1
ほりかわ荘 堀川579-1

あずま荘 寺山466-2
くずは荘 羽根534

シルバー人材センター (公益社団法人秦野市シルバー人材センター)

健康で働く意欲のある高齢者の豊かな経験・能力を活かし自らの健康と生きがいを高めるために、会員に臨時的かつ短期的な就業機会の提供を行っています。

ご自分にできる範囲でのお仕事になりますので、積極的に参加してみたいかがでしょうか。また、仕事に必要な知識・技術を習得するための講習会等も実施していますので、新しい仕事にチャレンジすることもできます。その他「ふれあい倶楽部」という互助会では、旅行やサークル活動、趣味の発表会などを企画し、仕事以外の生きがい活動も充実させています。

【問合せ】 秦野市シルバー人材センター ☎84-3311

【ホームページ】 <http://www.sjc.ne.jp/hadano/>

いきがい型デイサービス

広畑ふれあいプラザと保健福祉センターで、近所付き合いや友達が少なく、家に閉じこもりがちな高齢者の方を対象に、健康チェック、食事、趣味活動、レクリエーション等を通じ、お友達と楽しい一日を過ごしていただくサービスです。

対 象…65歳以上の方

(介護保険で要介護の認定を受けた方は利用できません。)

利用料…食材費相当額 300円から500円

(教材費は別に実費負担があります。)

ミニデイサービス

要介護状態にならず、楽しく生き生きと暮らし続けるために、体操やレクリエーションなどの健康づくりを目指した活動をしています。

対 象……65歳以上の方(要支援・要介護の認定を受けた方は利用できません。)

会 場……老人いこいの家(かわじ荘、あずま荘、ほりかわ荘、くずは荘、おおね荘
(おおね公民館内))、末広ふれあいセンター

利用料 … 食材費相当額 300円から500円

(教材費は別に実費負担があります。)

地域介護予防活動支援補助金

健康づくり、認知症予防、栄養改善に関する活動など、介護予防に役立つ通いの場を運営する住民ボランティア団体を支援します。

対 象……市内で活動する構成員5人以上のボランティア団体

補助額……年額10,500円～126,000円

さわやか体操で介護予防

本事業は秦野在住の高齢者がいつまでも健康で元気にいきいきと過ごせるための身体づくりを支援します。徒歩で通える範囲内にある集会場を拠点に、希望者を募り、本事業作成のオリジナルDVDを見ながら自主的に活動をしてゆくグループを市内全域に増やしていきます。活動を通して仲間意識を高めることで、地域の見守りや高齢者の閉じこもり予防に繋げていきます。

フレイルチェック事業

フレイルとは、筋力や認知機能、社会とのつながりなど、心身の活力が低下した状態のことをいいます。フレイルサポーターとしてフレイルチェックの測定を学び地域で実践するための養成講座を行います。フレイルサポーターが地域の健康づくりに活躍します。

認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守り支援する応援者である「認知症サポーター」を養成する講座を出前で開催しています。地域や団体等（概ね10人以上）の依頼に応じキャラバンメイトを派遣しています。

認知症初期集中支援推進事業

認知症の人やその家族に早期に専門職に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置しアセスメント、家族支援など初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行います。認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で住み続けられるために、早期診断・早期治療に向けた支援体制を構築することを目的とします。

オレンジカフェ

オレンジカフェは、認知症の人やそのご家族、また認知症に不安のある人など地域の方が気軽に集える場所です。地域の皆さんが集まって活動しているサロン等でオレンジカフェを実施しています。

費用……実施団体により異なります。
(茶菓子代 100 円程度)

秦野市迷い高齢者等SOSネットワーク

認知症の高齢者等が自宅に帰れなくなった場合、一刻も早く発見できるよう、万一に備えて迷う恐れのある方を登録するシステムです。実際に高齢者等が徘徊している場合は、警察から秦野市等を経由して、各交通機関等に搜索を依頼し、各協力機関では登録データをもとに連携しながら本人の搜索発見に努めます。

手続き：事前登録の場合は高齢介護課に登録申込書を提出してください。搜索の場合は秦野警察署にまず相談してください。

介護をしている家族のサポート事業

日々の介護の中で、困ったり悩んだり一人で抱え込んでいませんか。秦野市では、家族を介護している方を対象とした教室を開催しています。

介護者向けのセミナー（講座）

介護に関する知識や情報、介護者のメンタルケア等の講座です。

ひまわりの会（認知症家族の会）

家族としての思い、わかりあえる気持ちがあります。認知症介護について、具体的なお話ができます。お気軽にご参加ください。運営は家族会の方が行っております。参加をご希望される方は、当日直接会場までお越しください。

時間：13時30分～15時30分

日 程	会 場
毎月第4水曜日	保健福祉センター

介護者のつどい

介護者同士で気持ちを共有し、情報交換をする交流の場として、地域高齢者支援センター等で開催しています。

紙おむつ助成

要介護認定で在宅高齢者を常時介護している方に紙おむつを給付します。

対 象…介護保険法により要介護認定を受けている在宅高齢者を常時介護している方で、介護者及び要介護者ともに、市内に在住する方のうち、介護者及び要介護者ともに、市民税非課税世帯に属するもの、又は、介護者及び要介護者が属する世帯の全世帯員の合計所得金額の合計が240万円未満の市民税課税世帯に属するもの

給付内容…月額6,250円分までの紙おむつ

- 要介護度1から3までの方は3割負担
- 要介護度4又は5の方は1割負担

ひとり暮らし高齢者等の登録

65歳以上でひとり暮らしの方や65歳以上の方だけの世帯の方は、市に登録することにより、民生委員や地域高齢者支援センターの職員による訪問・相談などのサービスを受けられます。

ひとり暮らしで不安な方などが、住み慣れた地域で安心して生活を送るための登録制度です。

対 象…ひとり暮らし高齢者登録

市内に住所がある在宅の65歳以上で、同居者がいない方
高齢者世帯登録

市内に住所がある在宅の65歳以上の方のみの世帯

※同一敷地内や集合住宅の同一棟に65歳未満の子供等が居住している場合は登録できません。

手続き…地域の民生委員を通じて高齢介護課に申込者及び緊急連絡先などを記入した調査票を提出していただきます。

給食サービス

買物ができない、火が使えない等の状態にあり、他のサービスを利用しても日常の食生活に支障をきたしているひとり暮らし高齢者や高齢者世帯に、弁当の配達を行い、食生活の自立を図るとともに安否確認を行います。

対 象…ひとり暮らし高齢者登録又は高齢者世帯登録をしている方

費 用…1食あたり294円～520円程度

手続き…介護保険利用者で要介護1～5の方は、担当のケアマネジャーへ、要支援1・2の方、事業対象者、介護保険未利用者は、担当の地域高齢者支援センターへ申し込みます。

緊急通報装置の貸与

緊急な対応が必要な方に緊急通報装置を貸与します。

対 象…65歳以上または単身世帯で身体障害者手帳1・2級をお持ちの方
で、緊急な対応が必要な方

費 用…年齢、世帯構成、所得状況、電話の形態、人感センサーの有無などにより、月額0円～3,470円

手続き…担当地域の高齢者支援センターを通して申請

見守りキーホルダー

担当の地域高齢者支援センターに、あらかじめ緊急連絡先やかかりつけ病院等を登録すると、「秦野市見守りキーホルダー」を交付します。緊急搬送や徘徊によって保護された場合に、地域高齢者支援センター等が救急隊や医療機関に情報提供を行うことで、速やかにご家庭等に連絡がいくようになります。

対 象…秦野市に住民票があり、実際に居住している65歳以上の方。

費 用…無料（複数所持が可能で、2個目からは250円程度の実費による負担があり3個まで所持できます。）

手続き…地域高齢者支援センターを通して申請します。

地域高齢者支援センター

地域高齢者支援センターは、高齢者の方が住みなれた家や地域で自分らしい生活を送るため、福祉や健康、介護に関する専門の職員が、高齢者の皆さんやご家族、地域住民の皆さんからの相談をお受けする総合的な窓口です。相談を受け、その方の必要に応じサービスの調整等を行い、生活の支援を行います。

まずは、お電話で気軽にご相談ください。ご自宅に訪問して相談をお受けすることもできます。

電話相談は、平日午前9時から午後5時まで随時受け付けています。

名 称	住 所	電 話	担 当 地 区
本町地域 高齢者支援 センター	本町1-11-19 紀伊国屋ビル1階	75- 8907	本町 1～3丁目・河原町・元町・末広町・入船町・曾屋1、2丁目・寿町・栄町・文京町・幸町・桜町1、2丁目・水神町・ひばりヶ丘・富士見町・曾屋・上大槻、下落合・東田原の一部、室町の一部、羽根の一部
南地域 高齢者支援 センター	平沢1750-1 MUTUMIケアセンター1階	84- 2250	新町・鈴張町・緑町・清水町・平沢（西、渋沢担当を除く）・上今川町・今川町・今泉・大秦町・室町（本町担当の地域を除く）・尾尻・西大竹・南が丘1～5丁目・立野台1～3丁目・今泉台1～3丁目
東・北地域 高齢者支援 センター	曾屋11 秦野伊勢原医師会内	81- 0990	落合・名古木（大根担当を除く）・寺山・小蓑毛・蓑毛・東田原（本町担当を除く）・西田原、羽根（本町担当を除く）・菩提・横野・戸川・三屋
大根地域 高齢者支援 センター	下大槻173 高齢者地域交流センターぷらっと内	76- 5208	北矢名（鶴巻担当を除く）・南矢名・下大槻・南矢名1～5丁目、鶴巻南1、2丁目の一部、名古木4-2県営アメニティー名古木 2号棟
西地域 高齢者支援 センター	三廻部508-4 菖蒲荘内	88- 5102	並木町・弥生町・春日町・松原町・堀西・堀川・堀山下・沼代新町・柳町1、2丁目・若松町・渋沢の一部・栃窪の一部・平沢の一部、菖蒲・三廻部・柳川・八沢
渋沢地域 高齢者支援 センター	渋沢1124-5 常盤ハイツ101	79- 6532	萩が丘・曲松1、2丁目・渋沢1～3丁目・渋沢（西担当を除く）・千村・渋沢上1、2丁目・栃窪（西担当の地域を除く）・千村1～5丁目・平沢432番地
鶴巻地域 高齢者支援 センター	鶴巻北2-2-25 メプレスビル3階	79- 9040	北矢名（大根担当を除く）、鶴巻・鶴巻北1～3丁目・鶴巻南1、2丁目（大根担当を除く）・鶴巻南3～5丁目

統計

1 老年人口の推移

各年度末現在

年度	総人口（人）	65歳以上（人）	構成比（%）
26	163,838	42,210	25.8
27	163,024	44,022	27.0
28	162,325	45,356	27.9
29	161,792	46,568	28.8
30	161,230	47,347	29.4

2 ひとり暮らし登録高齢者・ねたきり登録高齢者の推移

各年度末現在

年度	ひとり暮らし 高齢者（人）	65歳以上人口に 対する比率（%）	ねたきり高齢者 （人）	65歳以上人口 に対する比率 （%）
26	2,821	6.68	25	0.06
27	2,743	6.23	18	0.04
28	2,760	6.09	19	0.04
29	3,293	7.07	16	0.03
30	3,277	6.92	14	0.03

3 緊急通報システム

各年度末現在

年度	緊急通報（件）
26	113
27	58
28	53
29	48
30	61

4 老人クラブ状況 令和元年度当初

年度	クラブ数 （個）	加入人員（人）
26	60	4,294
27	61	4,338
28	58	4,050
29	55	3,804
30	51	3,444

5 地区老人クラブ会員状況

令和元年度当初

地区	クラブ数(個)	加入人員(人)
本町	11	685
南	9	554
東	4	226
北	5	266
大根	10	680
西	12	1,033
計	51	3,444

6 シルバー人材センター会員の状況

各年度末現在

年度	男(人)	女(人)	合計(人)
26	525	198	723
27	493	193	686
28	513	217	730
29	534	226	760
30	524	231	755

7 シルバー人材センター事業処理状況

各年度末現在

年度	受託件数(件)	従事実会員数(人)	従事実日(日)	会員配分金 (1人当たり平均月数)
26	4,989	15,462	58,209	32,496
27	4,962	15,288	59,457	34,026
28	4,765	15,550	60,790	36,158
29	5,195	16,731	62,323	36,517
30	5,236	16,669	61,489	37,284

8 老人いこいの家利用状況

各年度末現在

年度	かわじ荘		ほりかわ荘		くずは荘		あずま荘		すすはり荘	
	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人
26	300	4,306	348	6,024	163	2,963	394	4,883	232	2,224
27	279	3,962	342	5,902	123	2,281	349	4,121	213	1,945
28	227	3,272	315	5,835	145	2,598	341	3,622		
29	255	3,411	309	5,071	143	2,081	290	3,520		
30	248	3,241	302	5,338	154	2,326	297	3,744		

9 敬老祝金品の年度別交付状況

各年度末現在

年度	祝金		祝品	
	数え年88歳 (人)	数え年100歳 (人)	101歳以上 (人)	夫婦ともに90歳以上 (組)
26	511	16	28	16
27	501	20	27	16
28	544	24	31	25
29	522	42	40	21
30	595	35	48	24

10 養護老人ホーム措置者状況表

各年度末現在

年度	養護老人ホーム	
	退所者(人)	非措置者(人)
26	2	1
27	0	1
28	0	1
29	1	0
30	0	0

11 認知症サポーター養成講座

各年度末現在

年度	回数(回)	人数(人)	累計(人)
26	20	563	1,820
27	73	2,169	3,989
28	91	2,133	6,122
29	133	2,787	8,909
30	96	2,197	11,103

12 認知症カフェ（認知症の人と家族が参加できるカフェ）開設状況

（箇所）各年度末現在

年度	本町	南	東・北	大根	西	渋沢	鶴巻	計
27	1	1	0	1	0	0	0	3
28	1	1	0	2	1	0	0	5
29	1	1	0	3	1	0	1	7
30	2	4	4	4	3	0	1	18

【市内及び近隣の老人ホーム】

・近隣の養護老人ホーム

施設名	郵便番号	所在地	電話	ファックス	入所定員
平塚養護老人ホーム	254-0061	平塚市御殿2-17-42	0463 31-6979	0463 33-4416	60
富岡ホーム	259-1111	伊勢原市西富岡1325-7	0463 97-8500	0463 91-7911	60

※市内にはありません

・市内の特別養護老人ホーム

施設名	郵便番号	所在地	電話	ファックス	入所定員
寿湘ヶ丘老人ホーム	259-1324	千村497-1	88-4150	88-4155	120
菖蒲荘	259-1335	三廻部508-2	88-7651	88-2908	80
湘南老人ホーム	257-0004	下大槻1169-2	76-7580	76-7588	153
湖	257-0015	平沢入窪2426-1	84-6565	84-7378	75
はだの松寿苑	259-1306	戸川381-12	74-2003	75-4001	100
秦野陽光園	257-0031	曾屋1177-1	72-7642	72-7643	100
田原の里	257-0027	西田原360-1	63-3577	85-0280	29

・市内及び近隣の軽費老人ホーム（ケアハウス）

施設名	郵便番号	所在地	電話	ファックス	入所定員
ケアハウス星	257-0015	平沢入窪2426-1	84-6565	84-7378	30
つちやホーム	259-1205	平塚市土屋2196-1	0463-58-6624	0463-58-0429	50
大山ホーム	259-1107	伊勢原市大山920	0463-94-3545	0463-91-0101	50
二宮寿考園	259-0122	中郡二宮町富士見ヶ丘2-19-11	0463-72-1712	0463-73-4411	50

介護保険

平成12年4月1日に、介護保険制度がスタートしました。

介護保険の対象となる人は、40歳以上の人です。

介護保険サービスを利用するには、市（高齢介護課）へ認定の申請をし、要介護認定を受けることが必要です。

在宅サービス

在宅サービスは、自宅にいながら、あるいは施設などに通うことで受けられるサービスです。

サービス名	内 容
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	入浴、排泄などの介護や、自力では困難な家事について、日常生活上必要なお手伝いをします。
訪問入浴	家庭において入浴が困難な方に対し、移動可能なお風呂を自宅に運び入れ、入浴の介護を行うサービスです。
訪問看護	主治医の指示のもと、看護師や保健師が訪問し、健康チェックや療養上必要な看護、診療補助を行うサービスです。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師等が自宅を訪問して療養に関するアドバイスをを行います。
訪問リハビリテーション	主治医の指示のもと、リハビリの専門家が訪問し機能回復のための訓練を行うサービスです。
夜間対応型訪問介護	夜間の定期的な巡回による訪問介護サービスと、利用者のケアコールに応じて、随時調整しながら対応するサービスです。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護と訪問看護が連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行います。
通所介護（デイサービス）	デイサービスセンターなどの施設で健康チェックや入浴、食事、日常動作訓練などを行うサービスです。
地域密着型通所介護（小規模デイサービス）	小規模の通所介護施設に通い、健康チェックや入浴、食事、日常動作訓練などを行うサービスです。
通所リハビリテーション（デイケア）	医療施設で専門家が機能回復訓練を行うサービスです。通所介護に比べてリハビリテーションが重視されています。

認知症対応型通所介護	認知症の高齢者が、デイサービスセンターなどの施設で健康チェックや入浴、食事、日常動作訓練などを行うサービスです。
短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護者の事情により、短期間、特別養護老人ホームなどの施設で日常生活介護を受けるサービスです。
短期入所療養介護 (ショートケア)	医学的管理の必要な方を短期間、病院や診療所などの医療施設で介護します。
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の方が5～9人程度の少人数で共同生活をしながら日常生活の援助を受けます。
小規模多機能型居宅介護	利用者の状況に応じて、通い、訪問、宿泊のサービスを1つの事業所で受けることができます。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護に、訪問看護を加えたサービスです。
特定施設入居者生活介護	指定を受けた有料老人ホームなどに入居している方に、施設が提供する介護サービスです。
福祉用具貸与	車いすやベッドなどの福祉用具を貸し出すサービスです。
福祉用具購入及び住宅改修	入浴や排泄用の福祉用具を購入、又はお風呂場やトイレに手すりを取り付ける、段差をなくすなどの住宅改修を行った場合に、その費用の一部を支給します。 支給限度額 福祉用具購入 年間10万円 住宅改修(工事代) 1人20万円

施設サービスメニュー

施設サービスは、施設に入所、入院して受けるサービスです。ただし、要支援と認定された方は利用できません。

サービスメニュー	内 容
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	原則要介護3以上の、常に介護が必要で、自宅での生活が困難な方に介護を行う施設です。
介護老人保健施設 (老人保健施設)	病状が安定していてもリハビリや介護が必要な方に、機能訓練や必要な医療を行う施設です。
介護療養型医療施設	長期療養が必要な方に、医学的管理のもとで介護や必要な医療を行う施設です。
地域密着型介護老人福祉施設	秦野市の被保険者の方に介護老人福祉施設と同じサービスを行う定員29人以下の施設です。
介護医療院	長期にわたり療養が必要な人が入所して、医学的管理のもとで心身の特性に応じた介護や医療サービスを受けながら生活します。

介護保険認定状況

平成30年度

介護度	認定者数	割合
要支援1	419件	6.27%
要支援2	638件	9.55%
要介護1	1,410件	21.12%
要介護2	1,504件	22.53%
要介護3	1,057件	15.83%
要介護4	906件	13.57%
要介護5	743件	11.13%
計	6,677件	100%

障害者福祉

障害のある人を取り巻く環境は大きく変化しており、障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域でいきいきと明るく豊かに暮らせる街づくりが必要です。そこで、「すべての人が、一人の人間として尊ばれる社会をつくる」「すべての人が、安全・快適に地域でいきいきと暮らす社会をつくる」「一人ひとり、お互いに理解しあい、協力しあえる社会をつくる」を基本理念として、さまざまな施策を行っています。

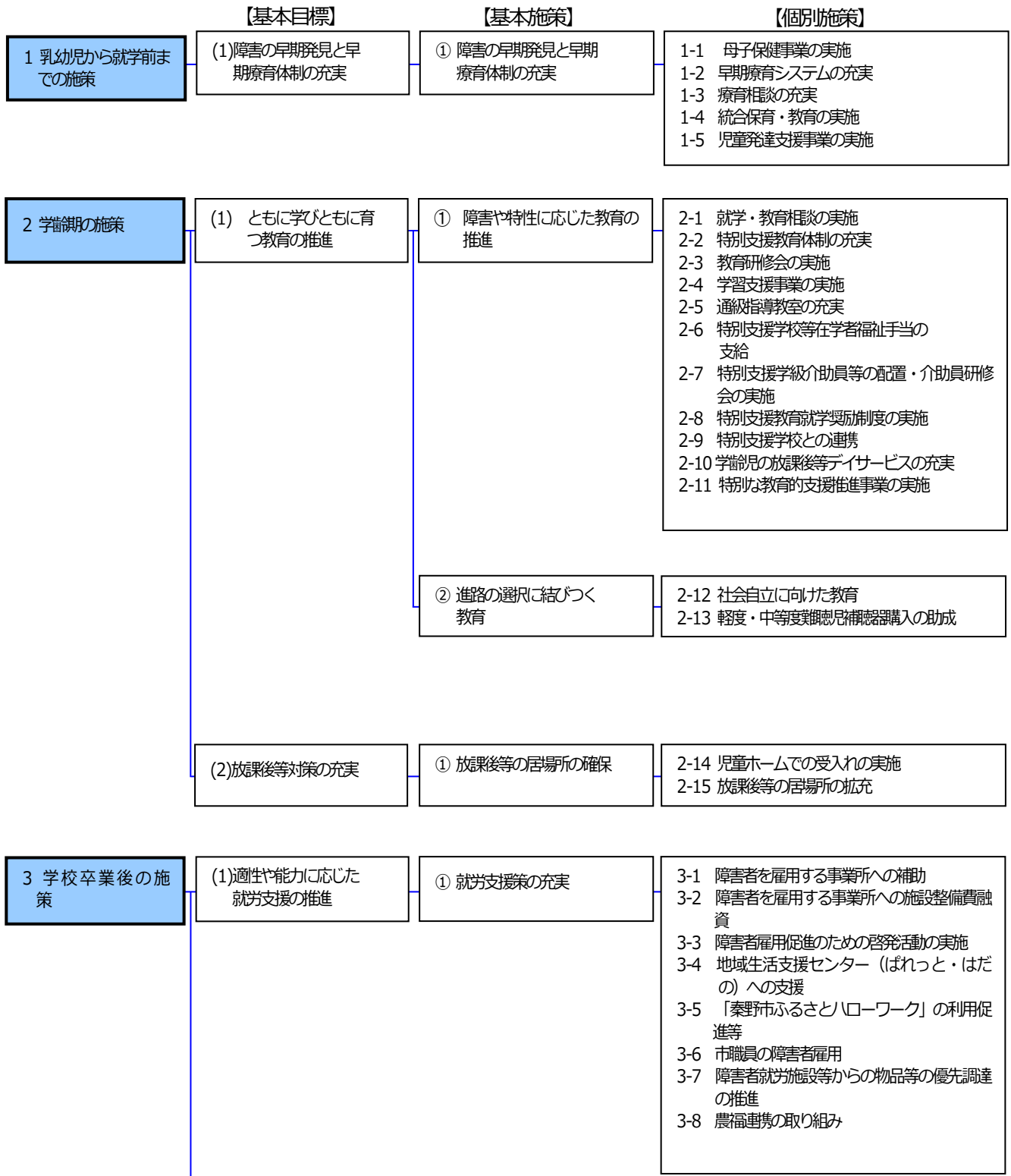
本市の障害者の人数は、平成31年4月1日現在、身体障害者が4,895人、知的障害者が1,455人、精神障害者が1,475人、合計7,825人で、前年と比較して4パーセント増加しています。

本市では、秦野市地域生活支援センター「ぱれっと・はだの」で、相談支援事業、就労支援事業、地域活動支援事業など、地域に暮らす障害がある方への支援を行っています。

また、障害者の自立を支援するため、ホームヘルプサービスや施設入所支援などの介護給付、自立支援医療、補装具費支給、コミュニケーション支援や日常生活用具の支給などの地域生活支援事業を実施しています。加えて、障害者が地域の中で共同して生活する場であるグループホームの設置や家賃に対する助成、給食サービスなど、障害の状況に応じたサービス展開を図っています。



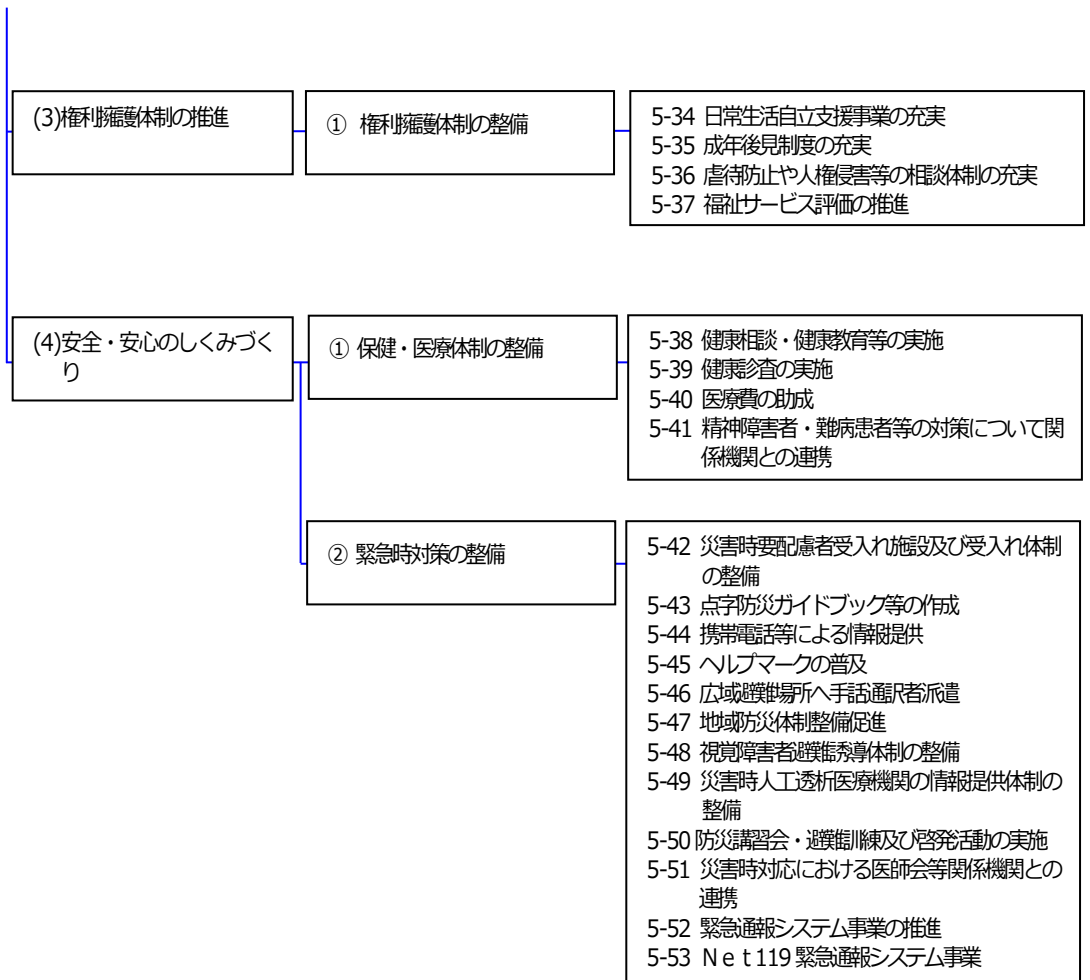
障害福祉施策体系図



(2)社会参加・生涯学習活動の環境整備の推進	① スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進	3-9 スポーツ大会参加者への支援 3-10 スポーツ教室の実施支援 3-11 スポーツ指導者の育成支援 3-12 障害者と健常者がともに楽しめるスポーツの普及 3-13 「ともしび楽野」の実施 3-14 図書館こどもしむの設置 3-15 図書館の障害者サービスの推進 3-16 たけのご学級の開催 3-17 障害者が社会参加しやすい環境整備
	② 外出支援(移動支援)策の充実	3-18 施設通所交通費の助成 3-19 自動車燃料費の助成 3-20 自動車改造費の助成 3-21 運転免許取得の助成 3-22 タクシー乗車料金の助成 3-23 移動支援事業の充実
	③ コミュニケーション手段の確保	3-24 市役所手話通訳者設置の充実 3-25 手話通訳者の派遣 3-26 手話通訳者の養成 3-27 病院等への手話通訳者設置要望
	④ 当事者活動・社会参加活動の充実	3-28 当事者活動の促進
(3)地域生活支援の充実	① 福祉サービスの充実	3-29 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)の円滑な利用促進 3-30 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 3-31 障害者給食サービスの実施 3-32 入浴サービスの充実 3-33 身体障害者補助犬の利用促進 3-34 日中一時支援事業の充実 3-35 福祉サービスを十分に利用できない人への支援の充実 3-36 ごみ及び資源の戸別収集の実施 3-37 グループホーム家賃助成の実施
	② 施設機能の充実	3-38 地域生活サポート事業の充実 3-39 地域活動支援センターの充実
	③ 多様な暮らしの場の整備	3-40 市営住宅の優先募集枠の確保 3-41 住宅設備改良費助成 3-42 グループホーム整備運営助成 3-43 地域生活移行の促進

4 高齢期の施策	(1)障害者分野施策と高齢者分野施策の連携	① 高齢障害者に対する一体的なサービス提供	4-1 介護保険制度への円滑な移行 4-2 障害者施策・高齢者施策の連携
----------	-----------------------	-----------------------	---

5 生涯にわたっての施策	(1)すべての人にやさしいまちづくりの推進	① 建築物等のバリアフリー化	5-1 法律・条例・要綱の周知によるバリアフリー化 5-2 交通バリアフリー特定事業計画の推進 5-3 歩道の整備 5-4 駅前広場の整備 5-5 都市公園の整備 5-6 公共的施設のバリアフリー化の推進 5-7 駅の垂直移種施設の整備促進 5-8 音声式信号機の設置要望		
		② 移種環境の整備	5-9 高齢者・障害者等にやさしい公共交通利用環境の整備 5-10 誰でも利用しやすい、わかりやすいバス交通の実現		
		③ 理解と交流の促進(こころのバリアフリーの促進)	5-11 障害者週間を契機とした啓発 5-12 こころのバリアフリー普及啓発の充実 5-13 「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えによる交通と一体となったまちづくりの検討・推進 5-14 ふれあい教育の実施 5-15 福祉教育の実施 5-16 地域との連携		
		④ ボランティア活動の充実	5-17 社会福祉協議会への助成を通して育成・支援 5-18 中学生ボランティア体験学習の実施 5-19 手話教室の実施		
		(2)自己実現を支える相談支援の推進	① 相談・情報提供体制の整備	5-20 相談支援体制の充実 5-21 広報まだの等による情報提供 5-22 点字広報・声の広報等の発行 5-23 市ホームページにおけるアクセシビリティの向上 5-24 点字・声による情報提供の充実 5-25 障害者のための情報提供 5-26 ピアサポート体制の充実 5-27 在宅福祉サービス相談の実施 5-28 就労及び職業訓練情報の提供 5-29 スポーツ・レクリエーション等の情報提供 5-30 消費者被害の未然防止と被害の拡大防止 5-31 障害者支援委員会の機能強化	
				② ケアマネジメント体制の整備	5-32 障害者ケアマネジメント体制の整備 5-33 湘南西浜障害保健福祉圏域自立支援協議会との連携



身体障害者

身体障害者とは、法律に定める等級に該当する身体上の障害があって、身体障害者手帳の交付を受けた方をいいます。

身体障害者手帳の交付

対象者……視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体（上肢・下肢・体幹・脳原性運動）、心臓機能、じん臓機能、肝臓機能、呼吸器機能又はぼうこう・直腸機能、小腸機能、免疫機能に永続する障害がある方

内容……障害の程度によって1級から6級までに区分され、身体に障害のある方が、いろいろな福祉制度を利用するために必要な手帳です。

必要書類……指定医師による診断書・意見書（所定の様式による・所定の医師によるもの）、写真（たて4cm×よこ3cm）、印鑑、マイナンバーに関する必要書類

知的障害者

知的障害者とは、知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある方をいいます。

知的障害の程度は、次の4種類に分けられます。

程度		知能指数	内容
最重度	A1	I Q20以下	日常生活において全面的に介護が必要なもの
重度	A2	I Q21～35	日常生活においてかなりの介護が必要なもの
中度	B1	I Q36～50	日常生活能力はかなりあり、単純な労働なら可能なもの
軽度	B2	I Q51～75	日常生活、社会生活能力はかなり高く、やさしい条件のもとでは独立して生計を営むことが可能なもの

療育手帳の交付

対象者……児童相談所（18歳未満）又は総合療育相談センター（18歳以上）において、知的障害と判定された方

内容……障害の程度（A1・A2・B1・B2）、判定（再判定）年月日の記録などが記入されています。

必要書類……写真（たて4cm×よこ3cm）、印鑑

精神障害者

精神障害者とは、統合失調症などの精神疾患を有するため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける方をいいます。

精神障害者保健福祉手帳の交付

対象者……精神障害と診断され、長期にわたり生活の制約がある方

内容……障害の程度によって1級から3級に区分されます。

必要書類… 医師による診断書（障害年金・特別障害者給付金を受給している方は、代わりに年金証書等でも可）、写真、印鑑、マイナンバーに関する必要書類を添えて申請します。

障害の程度は、次の3種類に分けられます。

障害等級	精神障害の状態
1級	日常生活の用を弁ずることが不能な状態にあるもの（他人の援助を受けなければ、ほとんど自分の用を弁ずることができない程度）
2級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

自立支援医療の給付（育成・更生・精神通院）

身体障害者が障害を除去したり、障害の程度を軽くするために必要な医療を受けることができます。また、精神科に通院している方の医療費の自己負担を軽減します。なお、原則として費用の1割を負担していただきます（所得に応じた負担上限があります）。

補装具の交付及び修理

障害の内容及び程度に応じ、補装具の交付及び修理費の助成が受けられます。原則として、費用の1割を負担していただきます。事前に障害福祉課の窓口にご相談ください（市民税額を証明する書類が必要な場合があります）。また、所得制限があります。

日常生活用具給付

重度の障害者（児）、小児慢性特定疾患児及び難病患者を対象に、日常生活用具の給付を行っています。ただし、費用の一部を負担していただきます。対象となる器具、障害等が細分化されていますので、詳しくは障害福祉課の窓口にご相談ください（市民税額を証明する書類が必要な場合があります）。また、所得制限があります。

ことばの相談室

就学前児童に対し、言葉や発達の心配ごとについての相談、訓練指導を実施しています。

場所……………緑町16番3号（保健福祉センター4階）

訓練日……………週4日程度（不定期）

相談指導……………言語聴覚士、臨床心理士が必要に応じ対応

申し込み……………障害福祉課 82-7616

身体障害者自動車運転免許取得費助成

障害者の行動範囲の拡大及び社会復帰の促進を図るため、下肢等障害者が都道府県公安委員会の指定を受けた指定自動車教習所において免許を取得する経費に対し、助成します。

対象者……………	障害部位	等級
	上肢	1級
	下肢	1級～4級
	体幹	1級～3級
	内部	1級～4級
	聴覚	2級

補助額……………10万円を限度として、技能教習に要した経費の3分の2を助成します。

身体障害者用自動車改造費助成

身体障害者がその生活圏の拡大及び就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する費用を助成します。

対象者……………身体障害者手帳所持者で自らが所有し運転する自動車を運転免許証の条件にあわせてハンドル及びアクセル等の一部を改造する必要のある方（所得制限があります）

助成の範囲……………10万円を限度として助成します。

在宅重度障害者自動車燃料費助成

障害者の生活の利便を促進するため、障害者が生活のために自己所有する自動車を自ら運転している場合、運行に伴う燃料の一部を助成します。ただし、障害者が18歳未満で、同居家族が所有する自動車を同居家族が運転する場合も助成します。

対象者……①身体障害者手帳1級又は2級の方

②知能指数が35以下と判定された方及び療育手帳A1・A2の方

③精神障害者保健福祉手帳1級の方

※ 施設に入所している方、市から福祉タクシー券又は障害者施設等通所交通費の助成を受けている方、生活保護を受けている方は利用できません。

助成の範囲…1か月につき、2000円を上限として助成します。

※ 自動車税又は軽自動車税の減免を受けている方は、1000円を上限とします。

障害者施設等通所交通費助成

自立更生等を目的に、職業訓練、生活訓練等をするため、社会福祉施設等に通所（入所は除く）している者に対し、本人分の運賃の額を助成します。

対象者……身体障害児・者、知的障害児・者又は精神障害者で社会福祉施設等に通所している方

助成の範囲…月を単位として、最も経済的な路線及び方法により、自宅から施設までの障害者割引後の交通費を支給しますが、施設の無料送迎バスの利用や、交通費が支給される場合は、助成の対象外となります。

また、市から福祉タクシー券、又は自動車燃料費（在宅重度障害者自動車燃料費）の助成を受けている方、生活保護を受けている方は利用できません。

入浴サービス

家庭において入浴の困難な常時寝たきり状態にある重度身体障害者に対して、入浴のサービスを定期的に行います。

対象者……65歳未満の重度身体障害者であって、常時臥床又はこれに準じる状態で、医師が入浴可能と認めた者

入浴回数……週2回

給食サービス

日常の食生活に支障がある在宅の精神障害者、重度の身体障害児・者及び知的障害児・者に夕食を配達し、安否の確認を行います。

対象者……精神障害者保健福祉手帳所持者、精神障害を支給事由とする障害者年金受給者、重度の身体障害児・者及び知的障害児・者で食事の支度が困難な方

在宅重度障害者福祉タクシー利用券交付

在宅重度障害者の積極的な社会活動への参加を促進するとともに、日常生活において便宜を図るため、タクシー利用券を交付します。

対象者……①身体障害者手帳1級又は2級の方

②知能指数が35以下と判定された方及び療育手帳A1・A2の方

③精神障害者保健福祉手帳1級の方

④特定医療費（指定難病）医療受給者・小児慢性特定疾病医療受給者

⑤秦野市在宅ねたきり高齢者登録要綱に基づくねたきり高齢者の登録をしている方

⑥特別障害者手当を受給している方

※ 施設に入所している方、市から自動車燃料費又は障害者施設通所交通費の助成を受けている方、生活保護を受けている方は利用できません。

助成額……1枚につき500円の利用券を交付します。

①特別障害者手当を受給している方は、1か月8枚、12か月当たり96枚

②週3回以上透析のために通院している方は、1か月6枚、12か月当たり72枚

③上記以外の方は、1か月4枚、12か月当たり48枚

※ 自動車税又は軽自動車税の減免を受けている方は、上記枚数の2分の1となります。

重度障害者住宅設備改良費助成

重度障害者の住宅を、その障害者が生活しやすいように玄関、台所、廊下、便所、浴室等住宅設備を改良する場合、その費用の一部を助成する制度です。

対象者……①身体障害児・者 1、2級の方

②児童相談所、又は障害者更生相談所において知能指数が35以下と判定された方及び療育手帳A1又はA2を所持している方

③身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が3級の障害者であって、か

つ、児童相談所又は更生相談所において知能指数が50以下と判定された方
補助額……………80万円を限度として、その世帯の所得状況により、本人負担があります
(所得制限があります)。

※天井走行式移動リフト……………100万円を限度
環境制御装置……………60万円を限度

在宅障害者福祉手当

在宅障害児・者に対し、その福祉の増進を図ることを目的として本人又はその保護者に支給
します。

対象者……………市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方

身体障害者手帳1級・2級	年額 3万5千円
知能指数35以下	
精神障害者保健福祉手帳1級	
身体障害者手帳3級・4級で知能指数50以下	年額 3万円
身体障害者手帳3級・4級	
知能指数50以下	
精神障害者保健福祉手帳2級	
身体障害者手帳5級・6級で知能指数70以下	

※国の障害児福祉手当及び福祉手当受給者は年額1万1千円となります。

支給されない場合

- ・施設に入所しているとき、秦野市特別支援学校等在学者福祉手当又は特別障害者手当を
受給している場合

<精神障害者(児)のみ> ※受給者は毎年4月に申請が必要です。

- ・毎年4月1日時点で1年以上市内に居住していない場合
- ・精神科の病院に6か月以上入院している場合

支給方法……………9・3月に銀行などの口座に振り込みます。

特別支援学校等在学者福祉手当

盲学校、ろう学校、養護学校等特別支援学校に在学している者の児童の保護者に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給します。ただし、在宅障害者福祉手当との重複支給はありません。

手当額及び支給月……	対象者	手当額	支給月
	小学生以下の者	年額5万4千円	5月、10月
	中学生以上の者	年額6万円	

※受給者は毎年4月に状況届を提出していただきます。

神奈川県在宅重度障害者等手当

毎年8月1日現在、県内に引き続き6月以上住所を有する、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅重度障害者に支給されます。ただし、所得が一定の額を超える場合、施設などに入所している場合又は入院が3ヶ月を超える場合は支給されません。

対象者…次の1または2に該当する方

1 次のうち2つ以上に該当する方

- 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けた方
- 療育手帳A1又はA2に相当する判定を受けた方
- 身体障害者手帳1～3級で「B1又はIQ50以下」の判定を受けた方
- 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方

2 特別障害者手当又は障害児福祉手当を受給されている方

手当額……年額6万円（支給月…1月）

※年度途中で支給要件がなくなった場合（転出・死亡等）もその年度分が支給されます。

※年度途中で支給要件（転入・手帳取得等）が発生した場合は、翌年度から支給対象となります。

特別児童扶養手当

この手当は、精神、知的又は身体に中程度以上の障害のある児童の福祉の増進を図ることを目的として支給します。

手当を受けられる者……日本国内に住所があり、精神、知的又は身体に中程度以上の障害を持っている児童を監護している父か母、又は父母に代わってその児童を養育している方

対象になる児童……知的障害、精神障害、肢体不自由、身体の内部障害による身体機能障害又は精神障害と身体障害の合併障害をもっている20歳未満の

児童

障害の程度は、身体障害者手帳の所持者の場合、1級、2級又は3級程度が該当します。

手当の月額……………特別児童扶養手当1級 5万2200円

特別児童扶養手当2級 3万4770円

支給の制限……………①前年度の所得が一定額以上あるときは支給されません。

②対象児童が児童福祉法による施設などに入所している場合は支給されません。

特別障害者手当等（国）

在宅の重度障害児・者に対して、その障害によって生じる特別の負担の一助として特別障害者手当や障害児福祉手当を支給します。

特別障害者手当……………日常生活において、常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅重度障害者に支給されます。

ただし、所得が一定の額を超える場合、施設などに入所している場合又は入院が3か月を超える場合は支給されません。

支給月額 2万7200円

障害児福祉手当……………日常生活において、常時介護を必要とする20歳未満の在宅重度障害児に支給されます。

おおむね身障1、2級又はIQ20以下が該当

ただし、障害年金等一定の年金を受給している場合、所得が一定の額を超える場合又は施設などに入所している場合は支給されません。

支給月額 1万4790円

支給方法……………2・5・8・11月に振り込まれます。

障害者扶養共済制度

障害者を扶養している者を加入者として、毎月一定の掛金を払い込んでいただき、加入者に万一のことがあった場合に、残された障害者の生活の安定と福祉の増進を図るとともに、障害者の将来に対して保護者が抱いている不安の軽減を図る制度です。この年金は、一人の障害者につき2口まで加入できます。

加入できる者……………将来独立自立することが困難な知的障害者、身体障害者（1～3級）、精神又は身体に永続的な障害のある方を扶養している方で、次の条件に該当するとき

①住所が県内（横浜市内、川崎市内及び相模原市内を除く）にあること

②65歳未満であること（加入時の年度の4月1日時点）

③特別の疾病や障害がなく、生命保険に加入できる健康状態であること

掛金等……………加入時の年齢により、一口あたり9300円～2万3300円
※特別の事由により掛金の全部又は一部が免除されることがあります。

秦野市障害者権利擁護センター ライツはだの

市が、社会福祉法人常成福祉会に委託をし、養護者や障害者福祉施設従事者による虐待の通報や相談を受けています。

場所……………本町2-1-24 万八ビル1階

電話……………79-5032

通報専用ダイヤル79-5028（24時間365日）

メール……………rights-hadano@jousei.or.jp

秦野市地域生活支援センター（ぱれっと・はだの）

相談支援事業、就労支援事業、地域活動支援事業を行っています。

場所……………本町2-7-25

電話……………80-3294（相談支援）

71-5720（就労支援）

71-5701（地域活動支援）

総合福祉サポートセンターはだの

障害者の法人後見受任者となり、金銭（財産）管理や本人との面会、諸手続き等の身上監護を行っています。

問い合わせ：総合福祉サポートセンターはだの

秦野市地域生活支援センター「ぱれっと・はだの」内

場所……………本町2-7-25

電話……………80-2940

障害福祉なんでも相談室

市が、一般社団法人「秦野市障害者地域生活支援推進機構」に委託をし、3障害（身体・知的・精神）の方の相談窓口として、さまざまな悩み、困りごとについて、相談を受けています。

場所……………本町2-7-25 秦野市地域生活支援センター2階

電話……………80-3294

メール……………nandemo-soudan@jupiter.ocn.ne.jp

重度障害者医療費助成

重度障害者の医療費の負担を軽減するため、医療費を助成します。

対象者……………①身体障害者で1級又は2級の方

②知能指数が35以下と判定された方及び療育手帳A1・A2の方

③精神障害者保健福祉手帳1級の方

④身体障害者手帳3級で知能指数が50以下と判定された方

⑤筋ジストロフィーが原因で身体障害者手帳を所持している方

※ 生活保護世帯の方は対象外です。

※ 年齢制限と所得制限があります。

助成の範囲…医療費の一部を助成します。



統計

1 身体障害者手帳交付状況

平成31年4月1日現在 (単位:人)

区分	視覚	聴覚 平衡	音声 言語	肢体不 自由	内部	計
18歳以上	360	384	37	2,477	1,544	4,802
18歳未満	2	11	0	67	13	93
計	362	395	37	2,544	1,557	4,895

2 療育手帳交付者状況

平成31年4月1日現在 (単位:人)

区分	最重度	重 度	中 度	軽 度	計
18歳以上	213	255	280	285	1,033
18歳未満	53	51	78	240	422
計	266	306	358	525	1,455

3 精神障害者保健福祉手帳交付状況

平成31年4月1日現在 (単位:人)

1 級	2 級	3 級	計
193	887	395	1,475

4 秦野市在宅障害者福祉手当支給状況

平成30年度

対 象 者	1人当たり年間支給額	支給者実人数
1・2級の身体障害者 IQ35以下の知的障害者 身障3・4級でIQ36~50の者 1級の精神障害者	35,000円	2,486人
3・4級の身体障害者 IQ36~50の知的障害者 身障5・6級でIQ51~70の者 2級の精神障害者	30,000円	2,438人
国の経過的福祉手当受給者 国の障害児福祉手当受給者	11,000円	33人
計	—	4,957人

5 特別障害者等福祉手当支給状況

平成30年度

対 象 者	月 額	支給者実人数
特別障害者手当 (日常生活において、常時特別の介助を必要とする20歳以上の者)	26,940円	64人
障害児福祉手当 (日常生活において、常時介助を必要とする20歳未満の者)	14,650円	56人
経過的福祉手当 (従来の福祉手当受給資格者で障害基礎年金及び特別障害者手当の支給要件に該当しないもの)	14,650円	11人
計	—	131人

児童福祉

近年、少子化の進行、夫婦共働き家庭の一般化、家庭や地域の子育て機能の低下等児童及び家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、保育需要の多様化や児童をめぐる問題の複雑・多様化に適切に対応することが課題になっています。

このような様々な課題の解決や子育てのしやすい社会づくりに向け、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立しました。これらの法律に基づき、平成27年4月から「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」の3つを柱とする「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。新制度では、各市町村において、5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、中長期的な視点で子ども・子育て支援施策を推進することを求めています。

これを受けて、本市においても平成27年3月に「秦野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、待機児童対策として、計画的な保育所整備や幼稚園から認定こども園への移行等に取り組み、保育の受け皿の拡大に努めるとともに、延長保育事業、一時預かり事業、病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等を実施し、多様な保育需要に対応しています。

また、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、児童手当、児童扶養手当、小児医療費助成制度等の各種手当、給付を実施するとともに、妊娠、出産から育児期まで切れ目のない支援ができるよう、地域で活動する組織や関係機関と連携し、相談・支援の場の充実に努めています。

今後、幼児教育・保育の無償化に伴う、さらなる教育・保育需要に対応できるよう、教育・保育の量・質の確保に努めるとともに、子育て世帯を地域と連携して支えることで、安心して子育てができる環境づくりを推進します。



母子・父子福祉

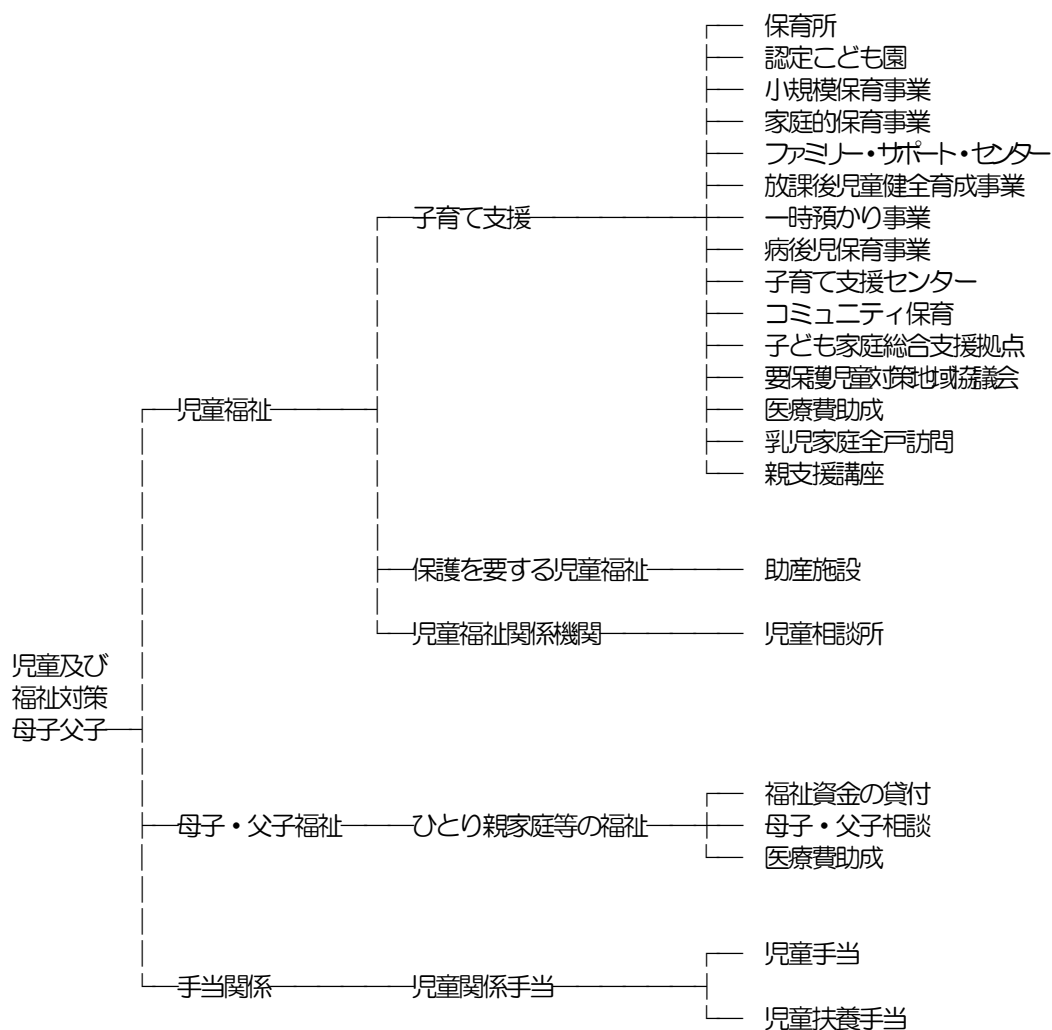
本市における母子及び父子家庭は、各種助成制度の申請等で把握している範囲で、平成31年4月1日現在、母子家庭は1,778世帯、父子家庭は133世帯です。

その主な要因としては、離婚や死別などによるものですが、離婚が増加傾向にあり、ひとり親家庭の約9割が離婚によるものとなっています。

厳しい社会経済環境の下で、母子及び父子家庭が自立した生活を営むための援助が必要とされています。そこで児童扶養手当制度及びひとり親家庭等医療費助成制度を実施し経済的援助を図っています。

また、子育てと就労の両立を支援するため、母子・父子自立支援員による相談、さらに経済基盤の弱いひとり親家庭に対しては福祉資金の貸付けを行って経済的安定を図り、自立を支援するとともに児童の健全な育成に努めています。

児童福祉及び母子・父子福祉施策体系図



保育所

保育所は、保護者の就労、病気、不在、出産、又は病人の看護等のため、児童の保育ができないとき、保護者に代ってその保育をすることにより、児童の心身の健全な発達を図ることを目的とした施設です。日常の生活や遊びの中で基本的な生活習慣を身に付け、乳幼児にふさわしい体験が得られるよう、総合的に保育を行います。保護者は、各園の見学を踏まえて申込みを行い、入所することができます。ただし、定員に余裕がない場合は、入所できない場合もあります。

入所手続……父母の就労証明書等保育を必要とすることを証明する書類を添付した入所申込書を保育こども園課へ提出

保育料……その世帯の課税状況により決定されます。保育料は市の条例で規定されています。なお、令和元年10月1日から、3～5歳児クラスの保育料は無償になりました。

認定こども園

認定こども園は、保育所（保育利用）と幼稚園（教育利用）の機能を合わせもった施設です。保育利用を希望する場合の入所手続及び保育料は、保育所と同様です。

小規模保育事業

少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。

入所手続及び保育料は、保育所と同様です。

家庭的保育事業

保育所と同じように、保護者が仕事や病気などの理由で、昼間家庭で児童を保育することができない場合、保護者に代わって家庭的保育者の自宅等の家庭的な環境で保育する制度です。

入所手続及び保育料は、保育所と同様です。

助産施設

妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由によって入院助産ができない場合、申込みにより助産施設に入所し入院助産をしていただくための施設です。

近隣の助産施設としては、伊勢原協同病院（伊勢原市）などが指定されています。

保育コンシェルジュ

保育コンシェルジュは、保育に関する相談員です。就学前の児童の預け先に関する相談に応じ、認可保育施設のほか、一時預かり事業、幼稚園預かり保育などの保育サービスについて情報提供します。

一時預かり事業

保護者が事前に登録して、週3回を限度に児童を預かる保育です。保護者の病気、災害、事故等で保育が困難になった時や、保護者の心理的・肉体的負担を軽減することに対応する事業で、一時預かり実施園（表参照）で行っています。

一時預かり実施園

指 定 園	所 在 地	電 話
すえひろこども園	末広町6-35	81-3020
つるまきこども園	鶴巻2248-1	77-5181
ひろはたこども園	下大槻138	77-7191
みどりこども園	緑町16-2	84-1333
しぶさわこども園	渋沢上1-12-2	88-7016
サンキッズ南が丘こどもえん	南が丘2-1	81-9511
南秦野保育園	平沢1243-3	81-8306
ひまわり保育園	室町3-23	82-3405
若木保育園	東田原440-5	81-6332
みどり保育園	並木町9-36	88-3702
にこにこ保育園	立野台1-3-7	83-2525
山辺保育園	横野57-1	72-7621
ゆりかご保育園	鶴巻南5-1-5	77-6870
秦野さくらんぼ保育園	栄町5-11-1	83-2571
堀川ほほえみ保育園	堀川22-1	73-7233

病後児保育事業

「病状は良くなってきたけれど、保育園や学校で集団生活をさせるには、もう少し体力を回復させてから」というような病気の回復期の児童を看護師と保育士が付き添い、専用の保育室で保育します。生後4カ月から小学3年生までの児童が対象です。

開所日時 月曜日から金曜日の午前7時30分から午後6時30分
(祝日及び年末年始は休み)

料 金 利用料：1日2,000円 給食・おやつ代：350円

場 所 病後児保育室「おひさまルーム」
(ひろはたこども園内 秦野市下大槻138番地)

子育て支援センター（ぽけっと21等）

核家族化が進む中、専用の遊び場を提供することにより、子ども同士のふれあいを深め、保護者の交流の場として育児についての情報交換や相談に応じるなど子育て支援を図るもので、主に在宅で子育てをしている0歳から3歳までの保護者と、子どもが対象です。

- 子育て支援センター・ぽけっと21 しぶさわ（平成8年10月2日開設）
しぶさわこども園内で、月、水、金曜日開室
- 子育て支援センター・ぽけっと21 おおね（平成10年10月1日開設）
大根幼稚園内で、火、木、金曜日開室
- 子育て支援センター・ぽけっと21 こども館（平成23年11月1日開設）
はだのこども館内で、火、木、土曜日開室
- 子育て支援センター・ぽけっと21 すえひろ（平成12年10月2日開設）
すえひろこども園内で、月～金曜日開室
- 子育て支援センター・ぽけっと21 保健福祉センター（平成25年10月1日開設）
保健福祉センター内で、週3日不定期開室
- 子育て支援センター・ぽけっと21 にし（平成27年10月1日開設）
西幼稚園内で、火、木、金曜日開室
- 子育て支援センター・ぽけっと21 ミライエ（平成29年2月1日開設）
ミライエ秦野内で、月、水、土曜日開室
- ちっちゃなて（平成30年4月1日開設）
秦野市鶴巻北一丁目7番23号で、月、水、金曜日開室

ファミリー・サポート・センター

子どもの保育・育児を地域の人たちが、互いに助け合っていくことを目的とした相互援助活動です。

子どもを預けたい人（依頼会員）と、子どもを預かる人（支援会員）で構成し、会員の自発性と責任性を尊重しています。

（対象者）

依頼会員……3か月児から小学3年生までの子どもをもつ保護者

支援会員……子どもの育児や保育に理解と熱意のある方

事業開始……平成12年10月

放課後児童健全育成推進事業（児童ホーム）

放課後帰宅しても保護者の就労又は疾病等により、適切な保護が受けられない小学校1年生から4年生までの児童に対して、児童ホームを設置し、保護者の希望により、一定の時間保護するとともに、適切な遊び等を通じ正しい生活指導等を行っています。

児童ホームは、市内のすべての小学校に設置しています。

名 称	実施施設名・小学校区
本町第1児童ホーム	本町小学校
本町第2児童ホーム	
南第1児童ホーム	南小学校
南第2児童ホーム	
南第3児童ホーム	
南第4児童ホーム	
東第1児童ホーム	東小学校
東第2児童ホーム	
北第1児童ホーム	北小学校
北第2児童ホーム	
大根第1児童ホーム	大根小学校
大根第2児童ホーム	
西第1児童ホーム	西小学校
西第2児童ホーム	
広畑児童ホーム	広畑小学校
渋沢第1児童ホーム	渋沢小学校
渋沢第2児童ホーム	
末広第1児童ホーム	末広小学校
末広第2児童ホーム	
末広第3児童ホーム	
堀川児童ホーム	堀川小学校
南が丘第1児童ホーム	南が丘小学校
南が丘第2児童ホーム	
南が丘第3児童ホーム	
鶴巻第1児童ホーム	鶴巻小学校
鶴巻第2児童ホーム	
鶴巻第3児童ホーム	
上児童ホーム	上小学校

コミュニティ保育

地域の児童の保護者が中心になって保育方針を決め、児童館・自治会館・公園などの施設を利用し、子どもの発達段階に応じた集団保育を行っています。

●コミュニティ保育の目的

- ①保護者と子どものふれあいをもとにして、子ども同士のつながりを深めるとともに社会性・協調性を養う。
- ②子どもの自由活発遊びを中心とし、健康づくりを積極的に進めながら調和のとれた発育を

促す。

③保護者同志の交流を深め、地域における育児意識の高揚を図る。

以上のことを目的に指導保育所の助言や援助を受け、自主的な活動を行っています。

現在活動しているコミュニティグループ

(平成31年4月1日現在)

グループ名	活動場所	活動日	活動時間
かんらん保育室	若木保育園園庭	火・金	9:30~11:30
	東公民館		
しゅっぽっぽ	南が丘西公園	火	9:45~11:30
どんぐり	三屋台児童館	火・金	9:50~11:50
のびのび	曲松児童センター	木・金(不定期)	9:30~11:30
原っぱ	くずわぶち南公園他	火・金	9:45~11:45
ひまわり	平沢児童館	金	9:30~11:30
	南公民館		
すくすく	堀川児童館	水・金	9:30~11:00
すまいるキッズ	沼代児童館	火・金	9:30~11:30
さんりんしゃ	堀山下児童館	火・第2・4木	9:40~11:00
なかよし	渋沢児童館	火	9:30~11:30
ひばり	桜町自治会館	火	9:45~11:45
きしゃぼっぽ	東映団地自治会館	月・金 (月4~6回)	10:00~11:00
	大根公民館		
たんぼぼ	北矢名児童館	金	10:00~11:30

児童手当

次世代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的として、中学校修了前の児童を養育している方に支給されます。

手当の額は、3歳未満の子ども1人につき月額1万5千円、3歳以上小学校修了前の子ども1人につき月額1万円(第3子以降1万5千円)、中学生1人につき月額1万円です。

児童扶養手当

父母の離婚、父又は母の死亡等により、父親又は母親と生計をともにしていない児童について、手当が支給されます。その目的は、母子・父子世帯等の生活の安定を図り、自立を促進することにあります。

手当を受けられる方……日本国内に住所があり、次の状態にある児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方又は20歳未満で政令の定める障害の状態にある方)を監護している母又は父、あるいは母又は父に代わって児童を養育している方

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父又は母が死亡した児童

③父又は母が重度の障害にある児童など

手当の月額……………児童1人の場合 42,910円
2人の場合 53,050円
3人以上の場合は3人目以降の児童1人について
6,080円加算する。

支給の制限……………年金（老齢福祉年金を除く）を受けている方や前年の所得（養育費等を含む）が一定額以上ある場合は、手当の全額又は一部が支給されません。

*児童扶養手当法第13条の2に規定する公的年金給付及び遺族補償等を受給できる場合に、公的年金給付等の額が児童扶養手当額を下回る場合には、その差額を受けることができます。

子ども家庭総合支援拠点

子ども家庭支援全般に係る業務及び要保護児童等への支援業務等を行う子ども家庭総合支援拠点を設置しています。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童等への適切な支援を図るために必要な情報交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援内容に関する協議を行うために、要保護児童対策地域協議会を設置しています。

こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問）

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する不安や悩みを傾聴するとともに、子育て支援に関する情報提供や助言、養育環境の把握を行います。

養育支援訪問

養育支援が必要な家庭に対し、ホームヘルパーによる育児家事援助又は保健師等による専門的相談支援を家庭訪問で実施します。

親支援講座

児童虐待の発生を未然に防ぐため、子育て中の親と子の良好な関係を築き、子どもとのコミュニケーションの方法を学ぶ講座や子どもとの関わりの多い幼稚園、保育園、こども園及び小中学校の職員等を対象とした研修を開催します。

小児医療費助成

小児等の疾病の早期発見、早期治療により、小児等の健全な育成を支援するため、保険適用を受ける医療費の自己負担分を助成しています。

助成内容（平成31年4月から）

年齢区分	対象医療	助成方法	所得制限
未就学児	入院・通院	医療証提示による	なし
小学生	入院・通院	病院の窓口払いなし	あり
中学生	入院・通院		あり

制度の変遷

制度開始	平成 7年10月1日
1歳児通院助成開始	平成11年 1月1日
2歳児・3歳児の通院助成開始	平成13年10月1日
4歳児通院助成開始	平成15年10月1日
（すべての所得制限廃止）	
5歳児通院助成開始	平成16年10月1日
6歳児通院助成開始	平成20年10月1日
小学4年生まで通院助成開始	平成24年10月1日
（1歳以上所得制限あり）	
小学6年生まで通院助成開始	平成28年10月1日
未就学児の所得制限を撤廃	平成29年 4月1日
小学生以上の所得制限基準緩和	
中学3年生まで通院助成開始	平成31年 4月1日

「医療証」交付者（平成31年3月末現在）

0歳児 939人	1歳児 975人
2歳児 1,028人	3歳児 1,098人
4歳児 1,154人	5歳児 1,155人
6歳児 1,180人	7歳児 1,183人
8歳児 1,157人	9歳児 1,155人
10歳児 1,209人	11歳児 1,171人
12歳児 1,057人	計 14,461人

母子・父子・寡婦福祉資金貸付

母子・父子家庭や寡婦の方の経済的自立や子供の福祉向上を図るため「修学資金」「生活資金」等各種資金を神奈川県が低利で貸付しています。

修学、就学支度などの無利子の資金のほか、技能習得、就職支度、住宅、転宅等の資金があ

ります。

貸付の対象……母子・父子・寡婦家庭

父母のいない児童又はこれに準ずる児童

母子・寡婦福祉

母子・寡婦福祉の充実と母子・寡婦家庭の生活の向上及び会員相互の親睦を目的とする母子・寡婦福祉団体として「秦野市母子寡婦福祉会」があります。

主な事業内容…①母子・寡婦家庭への緊急貸付の実施

②関係団体の研究会等への参加

③親睦会の実施

④公共施設でのたばこ及びジュースの販売

会員数……………36人（平成30年度末現在）

母子・父子自立支援員

母子・父子家庭等の福祉の向上を図るため、母子・父子自立支援員2名を配置しています。相談内容は母子・父子家庭の生活全般にわたっていますが、主なものは生活及び子どもの養育等の相談、児童扶養手当、医療費助成などの制度に関することなどです。

ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭等の生活の安定と、自立を支援するために、保険適用を受ける医療費の自己負担分を助成しています。

対象者……………①母子家庭の母及び児童

②父子家庭の父及び児童

③養育者家庭の養育者及び養育されている児童

児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、20歳未満で規則に規定する程度の障害の状態にある者及び20歳未満で規則に規定する学校に在学している者をいいます。

制度開始……………平成9年4月1日

対象者数……………2,500人、1,004世帯（平成31年3月末現在）

統計

1 年齢別入所状況

平成31年4月1日現在（単位：人）

年齢 園名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
認定こども園 (9園)	28	112	147	178	158	153	776
保育所 (22園)	86	253	290	335	325	287	1,576
小規模保育事業 (2園)	3	5	15				23
家庭的保育事業 (3園)	1	4	8				13
合計	118	374	460	513	483	440	2,388

※管外入所児童を含む

2 児童手当及び児童扶養手当の支給状況

平成30年度

区分 手当の種類	人数(人)	支給総額 (千円)
児童手当	217,901	2,348,950
児童扶養手当	972	487,226

*児童手当の人数は、支給対象児童数（延べ人数）、
児童扶養手当の人数は、全部・一部支給受給者数

3 母子・父子世帯等の推移

各年4月1日現在

年 度	28	29	30	31
母子家庭数	1,749	1,740	1,769	1,778
父子家庭数	134	138	139	133
養育者家庭数	51	53	48	47
計	1,934	1,931	1,956	1,958

注) 子育て総務課把握数

生活保護、生活困窮者支援

平成3年から5年にかけてのバブル景気が崩壊すると同時に、昭和48年から続いた経済の安定成長が終わりました。その後も景気の後退が進むとともに、安定した雇用が減少し、リーマンショック後、生活に困窮する世帯の増加は顕著になっています。

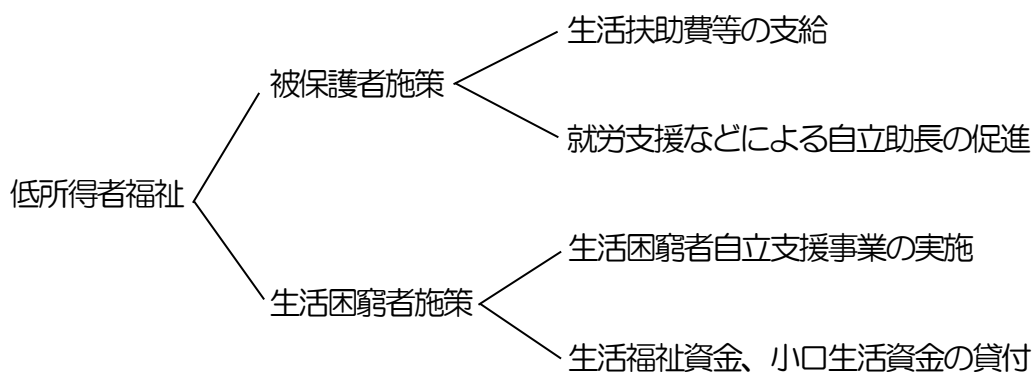
日本国憲法第25条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と定め、生活保護制度により、病気や怪我、高齢などの理由で収入が減少して生活が困窮し、親族からの援助や年金・手当の活用のほか、物品、不動産の処分などを行っても生活の維持が困難な場合に、その困窮の程度に応じ、生活費や医療費などを援助して最低限度の生活を保障しています。

本市の被保護者数の人口に占める割合は、昭和60年度末に7.4パーミル（1パーミルは人口1000人に対し1人の割合）であったものが、平成9年度末には3.2パーミルまで減少しました。しかし、その割合は再び増加傾向に転じ、平成30年度末では11.1パーミルとなっています。

生活に困窮する世帯が増加する中、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者自立支援法が平成27年4月に施行され、生活困窮者自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給などを行うこととなりました。

今後とも、自己の努力だけでは生活に困窮する世帯に対して、健康で文化的な生活水準を維持することができるよう援助するとともに、生活困窮者自立支援制度の充実に努めていきます。

低所得者福祉施策体系図



生活保護の種類と範囲

種 類	範 囲
生活扶助	衣食、光熱水費、家具什器等日常生活に必要な費用
住宅扶助	家賃、地代、住宅補修等住宅に関して必要な費用
教育扶助	学級費、学用品、給食費等義務教育を受けるのに必要な費用
介護扶助	居宅介護、施設介護、福祉用具等に関して必要な費用
医療扶助	治療、薬剤、治療材料、通院等のために必要な費用
出産扶助	出産に必要な費用
生業扶助	高校在学中又は就職ための技能修得に必要な費用
葬祭扶助	火葬、埋葬等に必要な費用

要保護世帯

要保護世帯とは、生活保護法に基づく生活保護費の支給は受けていないが、生活が困窮しているため何らかの援護を必要とする世帯で、社会福祉協議会では、年末慰问金や修学旅行支度金を支給しています。

また、教育委員会では、就学が困難な小・中学生の保護者を対象に、学用品費や給食費など就学に必要な経費の援助を行っています。

生活困窮者自立支援制度

種 類	内 容
自立相談支援事業	生活困窮者本人の状態に応じた支援計画を作成し、各種支援機関へのつなぎを行いながら、自立までを包括的かつ継続的に支援する。
住居確保給付金支給事業	離職等により経済的に困窮した者に対し、家賃相当分の給付金を支給し、再就職を支援する。
学習支援事業	就学状況などを確認しながら、高校進学のための受験対策、学校の勉強の復習、宿題の習慣づけ及び学び直しを支援する。

統計

1 保護費の状況

区分 年度	支出額(万円)	増減割合
26	319,532.5	100
27	319,602.0	100
28	330,312.3	103
29	343,105.1	107
30	342,628.1	107

(平成26年度を100とする)

2 保護率、世帯数等の状況(保護停止世帯を除く)

各年度末現在

区分 年度	人口 (A)	被保護 人員 (B)	保護率 (B/A)	被保護世帯数	高齢者 世帯		母子 世帯		傷病障害者 世帯		その他 世帯	
					構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比		
	人	人	%	世帯	世帯	%	世帯	%	世帯	%	世帯	%
26	168,204	1,771	105	1,350	629	466	56	4.2	381	28.2	282	21.0
27	166,792	1,808	108	1,403	690	492	54	3.8	402	28.7	257	18.3
28	166,093	1,807	109	1,424	755	530	55	3.9	392	27.5	222	15.6
29	165,560	1,824	110	1,443	764	529	45	3.1	429	29.8	205	14.2
30	164,998	1,825	11.1	1,453	769	529	42	2.9	447	30.8	195	13.4

※人口は各年度3月末現在

保護率の単位は、‰(パーミル)

人権啓発

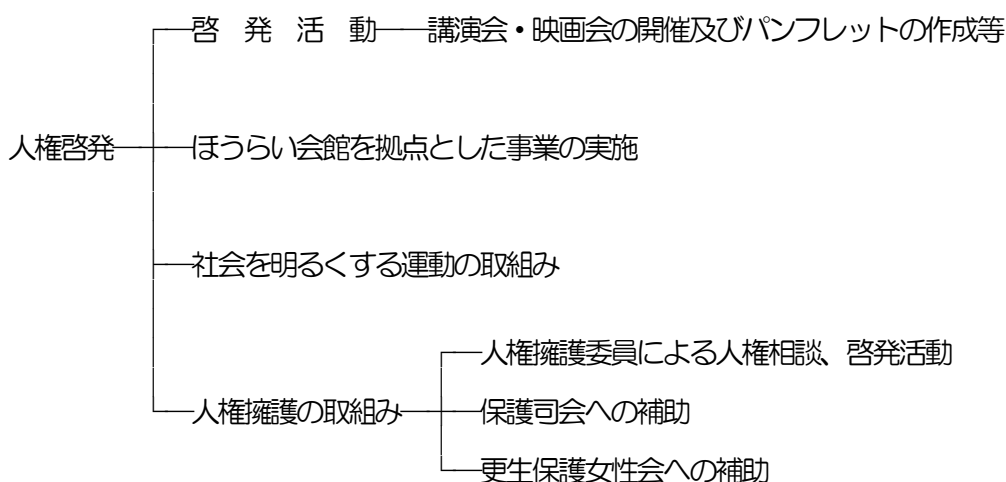
人権が尊重される差別や偏見のない明るい社会の実現に向けて、外部委員で構成された「秦野市人権施策推進会議」からの助言を求め、平成18年1月に取りまとめられた「秦野市人権施策推進指針」に沿った事業の展開により、総合的な人権啓発に努めています。

人権啓発事業のうち同和対策事業については、人権相談や市民への啓発活動に努めるほか、近隣住民と協働した「ほうらい会館まつり」や文化教養活動などの事業を実施しています。

また、差別や偏見のないお互いの人権を尊重する意識を高めることを重要な課題として、人権問題についての正しい認識と理解を深めるため、講演会や映画会を開催したり、市民の日や人権週間などの行事においてパネル展示やパンフレットを配布することにより、効果的な啓発に努めています。

さらに、人権擁護委員による人権相談や保護司会等を中心とした犯罪のない明るい社会づくり活動などを通じ、人権思想の普及高揚に努めています。

人権推進施策体系図



ほうらい会館及びほうらい児童館

近隣及び地域住民の生活向上を図るため、相談、教育、文化、レクリエーション等の事業及び広報活動を行うとともに、コミュニティーづくりの場として活用していただき、併せて未来を担う青少年の健全育成をはかり、明るく豊かなまちづくりのための施設です。ひとりでも多く、施設が利用され、事業に参加されることによって、そこから生まれる暖かい思いやりや心のふれあいを通して、人権を尊重しあい、差別のない明るい社会の実現に努めています。

〈施設の概要〉

場 所 曾屋5798-3

面積等 ほうらい会館

423.57㎡

事務室、相談室、生活改善室、教養娯楽室、保健衛生室、会議室

ほうらい児童館

260.65㎡

小会議室、図書室、集会室（遊戯室）

社会を明るくする運動

犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動で、毎年7月の強調月間を中心に駅前啓発活動や広報活動を実施しています。

人権相談

地域に人権擁護委員8名を配置し、随時相談にあたるとともに、毎月第2・第4木曜日に人権擁護委員による人権相談を市役所等で開設しています。

問い合わせ……市民相談人権課 82-7618

女性相談

女性相談員が、毎週月～木曜日及び第2土曜日に女性相談室において、電話及び面談による相談を行なっています。

問い合わせ……市民相談人権課 82-5128

社会福祉協議会

秦野市社会福祉協議会は、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり（地域福祉）」の実現を目指して、住民主体の理念に基づき、皆さんとともに地域づくりを進めている民間団体です。社会福祉協議会は、略して「社協（しゃきょう）」とも呼ばれています。

●「社協」の性格

社協は、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進役」として位置づけられ、国、都道府県、市町村のそれぞれに組織されています。

地域の住民や社会福祉関係機関などの参加と協力を得ながら活動することを特徴とし、「自主性」と「公共性」という2つの側面をもった組織です。

●「社協」の構成

主に次のような団体から構成されています。

- ① 住民組織 ……地区社会福祉協議会、地区自治会連合会
- ② 社会福祉に関する活動を行う団体 ……当事者団体、ボランティア団体など
- ③ 公私の社会福祉事業者および社会福祉関係団体等
……民生委員児童委員協議会、社会福祉施設、社会福祉団体、行政機関など

●「社協」の事業

住民が地域福祉活動に取り組める環境づくり、住民同士の仲間づくりを進めるとともに、地域の様々な福祉活動を支援します。

また、福祉関係者・団体及び行政機関との連携を図り、地域に必要な社会福祉を目的とする事業の企画・実施を行います。

●「社協」の財源

社協が事業を実施するための財源は、神奈川県社会福祉協議会・秦野市からの補助金や共同募金の配分金、個人、企業・法人等からの会費や寄付金等によって支えられています。

**社協活動の源は、市民の皆さんの声です。
私たちは、市民サイドに立った様々な福祉活動を行う
ために、市民に積極的な参加を呼びかけ、助け合い、
支え合うまちづくりをともに目指します。**



・・・ボランティアに関すること（ボランティアセンター事業）・・・

相談・情報提供

- ボランティア活動の相談窓口として、援助を必要としている人とボランティアとを結びつけるなど、ボランティアの需給調整を行っています。
- ボランティア活動を希望する人へ活動先(福祉施設や活動グループ)を紹介しています。
- ボランティアや制度についてのDVDや図書を取り揃えています。また、福祉体験グッズの貸し出しもしていますので、個人で借りるのはもちろん、研修などにもご活用ください。

<貸出物品一例>

体験用車イス・段差、スロープ・高齢者疑似体験セット・点字盤・アイマスクと白杖セット・ビデオ・図書・調理器材など

ボランティアの育成（各種講座開催）

ボランティア活動に取り組む“きっかけ”としていただくための各種講座を開催しています。受講者の募集は、市社協広報紙や市の「広報はだの」などでお知らせします。

【 ボランティア講座等 】

講座名	主な内容	開催時期
手話ボランティア講座	聴覚障害者への理解 手話の基礎的な技術	4月～6月 全10回
点訳ボランティア講座	視覚障害者への理解 点字の基礎的な技術	4月～7月 全10回
録音ボランティア講座	視覚障害者への理解 発音・発声など、音声訳の技術	9月～10月 全8回
外出介助（誘導）ボランティア講座	視覚障害者の外出を支援するための誘導技術	10月～12月 全5回
ボランティア入門講座	各回テーマを設けボランティア活動を行う上で必要な基礎知識や技術	随時お知らせします (令和元年度で廃止)
傾聴ボランティア講座	聴き方についての基本的な事項について 傾聴ボランティア活動のためのスキル	11月 全4回
託児ボランティア講座	託児ボランティア活動のためのスキル	9月 全2回
暮らしの福祉講座	身近な話題をテーマに講演式の講座を開催。	1月(令和元年度で廃止)

ふれあい・いきいきサロンボランティア講座	高齢者サロン（ふれあい・いきいきサロン）のはじめ方や続けるための工夫などのノウハウ	地域の要請により随時
----------------------	---	------------

福祉教育の推進

社会福祉への理解と関心を高めることを目的に、市内の小・中学校の各3校を福祉教育指定校に指定し、ボランティア体験学習や福祉教室事業を実施しています。

また、命の尊さや社会的存在である人間に対する理解を深めることを目的に、福祉体験プログラムの開発や福祉教育指定校の児童・生徒を中心に体験プログラムの実践に取り組みます。

【体験学習等】

事業名	対象	内容	期間
中学生ボランティア体験学習	福祉教育指定校（鶴巻中、本町中、西中）	市内の特別養護老人ホームでのボランティア体験	夏期休暇中の2日間
高校生保育ボランティア体験学習	市内在住、在学の高校生	市内の保育園での保育ボランティア活動	7月～8月 1週間程度
福祉教室	市内の小中学校や高校等	学校が行う総合学習等の福祉プログラムに対して、社協がプログラム作成や講師の紹介を行う。	要請により随時
福祉体験プログラム「出会い・発見・まち探険」	福祉教育指定校（北小）	福祉に対する正しい理解を深めるため、障害者を含む地域の大人とまち探険を行う。	5月～10月

ボランティア団体の育成と助成

●ボランティア連絡会事務局

個人及び団体で構成されているボランティア連絡会の事務局を担っています。

●ボランティアグループ等活動助成

ボランティアグループの活動上の相談を受け、助言を行うとともに、活動経費の補助をしています。

コーディネーター活動の支援

●施設コーディネーター活動費助成（共募配分金事業）

社会福祉施設でのボランティア活動が円滑に行われるようその調整を行うコーディネ

ーターへ経費の助成をしています。

●地区コーディネーター活動費助成

地域でのボランティア活動で福祉ニーズの調整を行うコーディネーターへ活動経費を助成しています。

ボランティア保険への加入手続き

- 全社協ボランティア活動保険加入手続き
- 全社協ボランティア行事用保険加入手続き

ボランティア紹介冊子の発行

ボランティア団体の紹介冊子を発行、配布しています。

相談受付内容(平成30年度)

分類	件数	主な内容
本人からの活動希望相談	43	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアをはじめたい ・施設でのボランティア活動をしたい ・障害当事者の活動希望 ・保育所での実習・ボランティア活動希望
新規ボランティア登録希望	10	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動を始めるにあたり、新規登録をしたい
ボランティア活動中の悩みに関する相談	3	<ul style="list-style-type: none"> ・今後のボランティア活動のあり方について相談 ・ボランティア団体として今後の団体のあり方について相談
ボランティア派遣要請に関する相談	67 (個人 22) (施設 13) (行政 13) (団体 7) (相談機関 12)	<ul style="list-style-type: none"> ・話を聴いてもらいたい ・特技ボランティアの派遣依頼 ・講座での託児ボランティア派遣希望 ・送迎ボランティアの派遣依頼 ・生活上の困りごとへの依頼
その他	59	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア保険について ・ボランティア情報について
合計	182 件	

ボランティア登録の状況（平成30年度末現在）

ボランティアグループ登録数	個人ボランティア登録数	計
110グループ 5,147人	175人	110グループ 5,322人

ボランティア登録数の推移

年 度	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30
ボランティアグループ登録数	115	113	108	107	109	107	109	110
【上】グループ数	6,159	6,269	6,008	6,084	6,166	5,497	5,277	5,147
【下】人数								
個人ボランティア登録数（人）	364	273	305	272	227	205	186	175

登録者の活動分類

※個人での活動分類は複数カウントしています。

活動分類	グループ数		個人	計 (人)
		人数		
1. 高齢者を支援する活動	10	337	39	376
2. 障害児・者を支援する活動	24	739	12	751
3. 青少年・子育てを支援する活動	16	485	18	503
4. 社会福祉施設等での活動	9	300	16	316
5. 地域での支えあいをすすめる活動	21	2,022	3	2,025
6. 災害を支援する活動	3	47	66	113
7. その他	27	1,217	21	1,238
計	110	5,147	175	5,322

・・・生活上のさまざまな問題解決のために・・・

はだの地域福祉総合相談センター『きゃっち。』

『きゃっち。』は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、皆さんの暮らしを守る「権利擁護センター機能」と「成年後見利用支援機能」、「生活困窮者自立相談機能」を併せ持った相談窓口です。

どこに相談したらよいかわからない相談など何でも結構ですのでご相談ください。

- 相談日時 月曜日～金曜日（土日祝日休み）、8：30～17：00
- 相談体制 所長（弁護士）、相談員（社会福祉士等）



成年後見利用支援センター

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の権利を守るため、成年後見制度の利用に関する相談に応じるほか、市民や相談機関の要望に応じて講座等による情報提供を行います。

相談件数(平成30年度)

新規(実数)	継続(実数)	延べ件数
100	21	495

相談内容内訳

区分	合計
制度の概要	90
任意後見制度	32
親族後見人の活動	12
後見人候補者(親族)	13
後見人候補者(第三者)	14
申立書作成	32
市長申立て	16
後見人への苦情	3
あんしんセンターとの違い	9
センター機能への問い合わせ	11
その他	73
計	305

※ 相談内容ごとに計上(1件で複数内容あり)

※ 同一相談者から同一月内に同内容で複数回相談がある場合、1回として計上

生活相談支援センター

生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困りごとや不安を抱えている方に対し、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要か一緒に考え、具体的なプランを作成、寄り添いながら世帯の自立にむけた支援を行います。

相談件数(平成30年度)

新規件数	延べ件数
240	1,833

相談内容内訳（新規相談者のみ）

相談内容	件数	相談内容	件数
病気や障害について	47	子育てについて	7
家賃やローンの支払いについて	51	DV/虐待	2
仕事探し、就職について	38	収入や生活費について	138
家族との関係について	31	債務について	17
引きこもりや不登校について	9	介護について	11
住まいについて	41	食べるものがない	24
税金や公共料金の支払いについて	31	その他（葬儀に関する事、車の購入費用について、障害年金について等教育資金）	31
仕事上の不安やトラブルについて	5		
合 計			483

※ 相談内容ごとに計上（1件で複数回答あり）

たすけ合い給付金

市内の社会福祉法人等が協働して設立する「はだの地域公益事業基金」を財源として、現物による給付や食材の提供を行い、様々な事情により生計の維持が困難な世帯に対し、家計管理も含め継続的な支援を行うことによって世帯の自立を支援しています。

食料支援状況（平成30年度）

60件 63,478円相当

日常生活自立支援事業

秦野あんしんセンター(県社協受託事業)

判断能力が不十分な高齢者や障害をお持ちの方に対して、福祉サービスの利用支援、預貯金の引出しや公共料金の支払いなどの日常的金銭の管理、預貯金通帳、証書、実印などの書類等預かりのお手伝いをします。

○対象： 原則として市内に在住する身体障害者、知的障害者、精神障害者、おおむね65歳以上の認知症高齢者で、周りに援助をしてくれる人がなく本人のみでは安心して暮らすことが困難な方。

○内容と利用料： ① 福祉サービスに関する利用援助及び日常的金銭管理
・・・前年度の所得税額に応じて 月額0円～10,000円
② 書類等の預かり ・・・年額6,000円

こんなときは「秦野あんしんセンター」にお電話ください！



- ☆ 福祉サービスを使いたいが、どうすればよいのかわからない・・・
- ☆ 年金を計画的に使わなくてはいけないのに、つつい使用いすぎて・・・

日常金銭管理サービス

毎日の生活に欠かせないお金の出し入れをお手伝いします。
例えば・・・福祉サービスや病院の支払い手続き
公共料金や日用品の購入代金などの支払い手続き
預貯金の出し入れや解約の手続き



- ☆ 福祉サービスを利用したいけれど、手続きの仕方がよくわからない・・・

福祉サービスの利用援助

福祉サービスを安心して利用できるようにお手伝いします。
例えば・・・福祉サービスの利用に関する情報の提供、助言及び利用手続き
福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続き



- ☆ 最近、物忘れが多くて、年金証書や保険証書など大切な書類がどこにあるのかわからなくなってしまう・・・

書類等預かりサービス

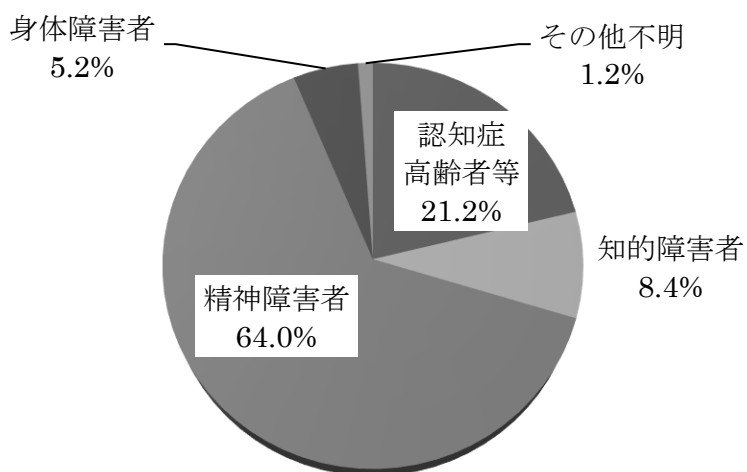
大切な書類等（通帳、年金証書、権利書、不動産登記簿、印章など）を金融機関の貸し金庫でお預かりします。

問い合わせ・相談件数(平成30年度)

単位：件

項目 \ 対象者		認知症 高齢者等	知的 障害者	精神 障害者	身体 障害者	その他 (不明含 む)	計
問合せ	事業の紹介・説明	7	2	19	1	6	35
相談	初回相談	7	4	17	1	2	31
	相談援助	167	66	510	42	2	787
	計	174	70	527	43	4	818
合 計		181	72	546	44	10	853

図 対象者別問合せ・相談件数 (%)



法人後見事業

成年後見制度下において、市長申立てによるケースに限り、市社協が法人として後見受任者となり、福祉サービス利用援助、金銭管理、身上監護を行います。

各種援護事業

福祉車両の貸出し

外出困難な方とその家族の負担軽減のために、通院や買い物などに利用できる福祉車両（車イスのまま乗車できるリフト付きの軽自動車）を貸出しています。



- 利用対象者 高齢・障害・疾病等により移動に介助を要する方
(主に車イスで移動する方、一般の交通機関のご利用が困難な方)
- 費用 利用料金は無料です。(事業の維持継続のため、利用時に募金の協力をお願いしています。)
- ※1 燃料・有料道路代・駐車料金等は利用者のご負担になります。
- ※2 燃料は満タンでお貸ししますので、利用分の燃料を補充してお返してください。
- 貸出期間 最長5日間まで。
- 利用方法 事前予約（利用する2ヶ月前から受付可）の上、利用日の3日前までに窓口申請書を提出してください。
- ※ お申し込みには運転する方の免許証の提示が必要です。

児童の遊び場遊具等修繕補助(共同募金配分金事業)

自治会が管理する公園の砂場の砂補給、遊具やフェンスなどの修繕費用の補助をします。

- 補助額 工事費のうち、30万円までを対象とし、その80%を補助します。
- 申請方法 所定の交付申請書に業者見積書・図面を添付し、市社協に提出してください。

対象別祝金及び慰問金

対象	支給名称	支給内容		支給月	財源
要保護世帯	年末慰問金	1世帯当たり	12,000円	12月	共同募金・年末たすけあい
交通遺児	見舞金		100,000円	発生時	かながわ交通遺児援護基金
	激励金	小・中学校入学 中学・高校卒業	50,000円	3月	

その他の補助金・見舞金・供養料等

対 象	支給内容		財 源	
小規模施設等 助成金	無認可施設	100,000 円	共同募金・年末 たすけあい	
	障害者作業所	50,000 円		
	生活ホーム	30,000 円		
災害見舞金	全壊・全焼	15,000 円（市社協 5,000 円＋県共募 10,000 円）	共同募金＋県共 募事業費	
	半壊・半焼	10,000 円（市社協 5,000 円＋県共募 5,000 円）		
	弔慰金	15,000 円（市社協 5,000 円＋県共募 10,000 円）		
行旅人死亡供 養料	埋葬料	1 柱	5,000 円	共同募金
	供養料	1 柱	5,000 円	
		2～5 柱	10,000 円	
		6 柱	20,000 円	
行 旅 人 旅 費	最低交通費			

介護保険料支援

低所得の人の介護保険料を助成しています。

○利用方法・問い合わせは 高齢介護課（82）9616

・・・在宅での生活援助のために・・・

介護保険事業

65歳以上の人（若しくは40歳以上の介護保険法上で定められた16の特定疾患のいずれかに該当する人）で、日常生活に介護や援助が必要になった場合、介護保険のサービスを利用することができます。



訪問介護(ホームヘルプサービス)

要介護認定を受けている方に対して、在宅で自立した生活を送るために、オムツ交換や、入浴介助などの身体介護、また、調理や洗濯などの生活支援を必要とする場合に、ホームヘルパーが訪問しサービスを行います。

○利用料 サービス費用の1割が自己負担です。

障害者自立支援事業

居宅介護・同行援護(ホームヘルプサービス)

障害支援区分認定後、オムツ交換や入浴介助などの身体介護、調理、洗濯などの家事援助や、視覚障害者の同行援護を必要とする方にホームヘルパーが訪問し、サービスを行います。

○利用方法 障害福祉課(82-7616)へ相談してください。

移動支援

移動介助を必要とする人にガイドヘルパーが訪問しサービスを行います。

○利用方法 障害福祉課(82-7616)へ相談してください。

その他のサービス

ふれ愛サービス

高齢、障害、疾病等により日常生活に支障があり、介護保険や障害者自立支援事業では行えないサービスをホームヘルパーが訪問し行います。

○利用方法 まずはお電話でご相談ください。

○利用料 最初の1時間 2,000円 以後30分毎に 1,000円

派遣状況(平成30年度)

世帯数	派遣回数	派遣時間
34	延べ 349回	延べ466時間30分

ハートフルサービス

市内在住の生後一年未満のお子さんがある家庭にホームヘルパーが訪問し家事や育児のお手伝いをします。

○利用方法 まずはお電話でご相談ください。

○利用料

- ・ お子さん誕生から1か月まで 1時間あたり 500円
- ・ 1か月を超え3か月まで 1時間あたり 750円
- ・ 3か月を超え12か月まで 1時間あたり 1,500円

- ・ 1回あたり1～1.5時間の訪問(土日祝日休み)
- ・ 1時間を超えた場合の利用料は、30分単位となります。

- ・ 回数や時間をご相談の上決めさせていただきます。

マスコットキャラクター
ハートフルちゃん



- ・住民税非課税世帯の方にはさらに低額の料金設定となります。

派遣状況(平成30年度)

世帯数	派遣回数	派遣時間
12	延べ 349回	延べ389時間15分

・・・各種の貸付事業・・・

資金貸付

生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）

他からの借入れが困難な低所得世帯や障害者または高齢者世帯に対し、世帯の状況と必要に合わせた資金（総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金）の貸付を行います。

貸付の際には、民生委員の調査・訪問、連帯保証人との面接があります。相談内容、返済計画などが不適切な場合は貸付できません。他の制度（母子・父子・寡婦福祉資金、日本学生支援機構、日本政策金融公庫等）で借入可能な場合はそちらが優先となります。

（1）総合支援資金

失業や減収などの理由から生活に困窮している世帯に対して、相談と貸付により生活の立て直しを支援します。

○貸付対象 貸付によって自立が見込まれ、次の要件にすべて当てはまる方

- ① 低所得世帯（住民税非課税世帯程度）であり、失業や収入の減少などにより生活に困窮していること。
- ② 公的な書類などで本人確認が可能であること。
- ③ 現に住所があること。あるいは「住居確認給付金」の申請を行い、住居の確保が見込めること。

※ 総合支援資金および緊急小口資金については、既に就職が内定している場合を除いて生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の利用が貸付の要件となります。

※ 現段階で住居を喪失している方は市社協の「はだの地域福祉総合相談センター」で「住居確認給付金」の相談を受けていただきます。

- ④ 社協や関係機関からの継続的な相談支援を受けることに同意していること。
- ⑤ 貸付と支援を行うことにより、自立した生活を営むことが可能となり、貸付けた資金の返済が見込めること。
- ⑥ 雇用保険、生活保護、年金などの公的給付を受けることができず、生活費を賄うことができないこと。

(2) 福祉資金

生活の安定と経済的自立を図るために、資金の貸付と必要な援助を行います。

○貸付対象 低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯

(3) 教育支援資金

低所得世帯に対して、学校教育法に定められた高等学校、大学などへの進学や通学に必要な経費の貸付を行います。

(4) 不動産担保型生活資金貸付（リバースモーゲージ）

持ち家と土地があっても現金収入が少ない高齢者世帯の自立を図ることを目的に、その不動産を担保に生活費を貸付ける制度です。高齢者が実際に暮らしている不動産を担保に月額で融資を受け、高齢者の死亡時または融資期間終了時にその不動産を処分し返済することから「リバースモーゲージ」形式とも言われています。

生活福祉資金（概要）一覧

資金の種類		資金の用途・説明	貸付限度額の目安	据置期間	償還目安	連帯保証人	貸付利子		
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの期間（原則3ヶ月最長1年以内）に必要な生活費	月額20万円 単身者15万円	最終貸付日より6か月以内	10年以内	原則必要 ただし保証人なしでも貸付可	保証人あり 無利子 保証人なし 1.5%		
	住宅入居費	敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円						
	一時生活再建費	就職するために必要な支度費や技能を習得するための経費、滞納により生活上に著しい支障が出る場合の公共料金等の立替え、債務整理に必要な経費（※債務返済は対象外）	60万円						
福祉資金	福祉費	生業を営むために必要な経費	460万円	6か月以内	6か月以内	原則必要 ただし保証人なしでも貸付可	保証人あり 無利子 保証人なし 1.5%		
		技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	6か月以内は130万円	技能修得後6か月以内				8年以内	
		住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円	6か月以内				3年以内	
		就職、技能習得等の支度に必要な経費							
		冠婚葬祭に必要な経費							
		その他日常生活上一時的に必要な経費							
		高額な福祉用具等の購入に必要な経費	170万円	6か月以内				8年以内	
		障害者用の自動車の購入に必要な経費	250万円						
		中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	513万6千円						10年以内
		住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円						7年以内
		病気（急性期状態）・負傷の治療費用、及びその療養期間中の生計を維持するために必要な費用	170万円	6か月以内				5年以内	
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費									

		災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円		7年以内		
	緊急小口資金	緊急一時的に生活費が不足し生計の維持困難になった場合に貸付る少額の費用	10万円	2か月以内	12か月以内	不要	無利子
教育支援資金	教育支援費	就学するために必要な費用で、学校の標準卒業年限まで対象 (※学校の種類によって貸付額が異なります)	月3万5千円 ～月6万5千円	卒業後6か月以内	20年以内	不要	無利子
	就学支度費	学校の入学にかかる入学金、制服代等初年度のみ必要な費用	50万円				
不動産担保型生活資金		低所得の高齢者に対し、現に居住する不動産を担保として生活費を貸付ける 貸付限度額：居住用不動産（土地）の評価額の70%（評価額は1,500万円以上）	貸付額 月30万円	3か月以内	据置期間終了時	必要	年利3%または長期プライムレートのいずれか低い利率

相談貸付状況(平成30年度)

資金の種類	教育支援資金	福祉資金		不動産担保型生活資金 (要保護世帯向けを含む)	総合支援資金			臨時特例つなぎ資金	合計
		福祉費	緊急小口資金		生活支援費	住宅入居費	一時生活再建費		
制度内容等問い合わせ	76	22	25	21	0	144			
貸付相談	26	16	24	0	0	66			
償還相談	75	12	4	29	0	120			
問い合わせ・相談件数	177	50	53	50	0	330			
貸付件数	1	2	0	0	0	3			

小口生活資金貸付

生活費の一時的なつなぎ資金として貸付をしています。

○貸付対象：市内に住所があり、先の収入が見込めるものの、一時的に生活費が不

足し、他からの借入れが望めない方で、最大10か月の期間内に償還が見込める方。収入証明書、身分証明書のほか市内在住の連帯保証人1名が必要です。(ローン返済のための貸付はできません)

○貸付限度額：1世帯 50,000円以内

※ 但し、保証人を立てられない場合において、特に必要を認める世帯に対しては、20,000円以内

対応状況（平成30年度）

貸付件数	118件
貸付額	2,779,840円

・・・ 広報啓発活動 ・・・

広報啓発

「社協はだの」の発行

本会の事業や活動内容をお知らせするほか、地域福祉の意識啓発を目的に、「社協はだの」を年4回（5月15日・7月15日・11月15日・2月15日）発行しています。

号	主な内容	装丁	発行部数	配布方法
No.114号 平成30年 5月	<ul style="list-style-type: none"> 特集 ボランティア紹介シリーズ「秦野のボランティアさん」 各種講座情報 平成30年度事業計画及び予算 サロン連絡会開催報告 ハートフルサービス ほか 	D4 カラー刷り	48,000部	新聞折込
No.115号 平成30年 7月	<ul style="list-style-type: none"> 特集 平成29年度 秦野市社会福祉協議会の活動 平成29年度賛助会員、寄付者の皆様 「おおねふれあい館」オープン 西地区社協創立50周年記念式典 地区社協って？ ホームヘルパー募集 ほか 		48,000部	
No.116号 平成30年 11月	<ul style="list-style-type: none"> ヘルパー利用者さんインタビュー記事 SOYA フェスタ参加報告 安心カード 		43,700部	

	<ul style="list-style-type: none"> ・第51回社会福祉大会開催報告 ・社協が行う相談事業 ・自販機で社会貢献 ・老人クラブコーラス ・各種講座情報 ほか 			新聞折込
No.117号 平成31年 2月	<ul style="list-style-type: none"> ・特集 ボランティアに挑戦！ ・平成30年度社協普通会費&共同募金報告 ・ボラ連コーナー ・暮らしの福祉講座開催報告 ・ボラセン通信 ・社協 SNS について ほか 		47,000部	

「社協ほっと通信」の発行

身近な福祉情報を、より早く提供するため、手づくりの広報紙を年3回（4月1日・9月1日・1月1日）発行しています。

号	主 な 内 容	装丁	発行部数	配布先
No.48号 平成30年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・サロン活動 ・地域コアメンバー発掘講座開催報告 ・平成30年度事業計画&予算～重点的な取り組み～ ・平成29年度社協普通会費&共同募金報告 ・市社協&会員情報コーナー ほか 	A3二つ 折り 3色刷り	1,200部	特別会員 賛助会員 ボランティア 市役所 公民館 その他
No.49号 平成30年9月	<ul style="list-style-type: none"> ・共同募金仕様自動販売機 ・地域発！「～精神保健ボランティア ミサンガ25周年を振り返って～」 「おもちゃ図書館ぱきらっこ20周年を迎えて…」 ・福祉人材育成に係る懇話会活動報告 ・第51回社会福祉大会 ・市社協&会員情報コーナー ほか 		3,900部 (うち 2,700部 商工会議所 へ)	
No.50号 平成31年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・秦野市ボランティア連絡会 ・福祉施設職員研修開催報告 ・地域発！「本町第一友愛チーム ～平成30年度秋の勲章「緑綬褒章」をいただいで～」 「ばれっと・はだの1周年記念イベント開催！」 ・部会活動報告 ・市社協&会員情報コーナー ほか 		1,200部	

ホームページの開設・運営

自宅などで、さまざまな情報がキャッチできるよう、ホームページを開設しています。市社協事業や市内の子育てサロンの開催日程が確認できるほか、広報紙「社協はだの（バックナンバーを含む）」をダウンロードすることができます。

○ホームページアドレス： <http://www.vnhadano.com>

○メールアドレス： shakyo@vnhadano.com

ツイッター・フェイスブックの開設・運営

幅広い世代の方がより早く情報をキャッチすることができるよう、ツイッターとフェイスブックを開設しました。本会ホームページからもご覧いただけます。

【ツイッター】 [shakyo hadano](https://www.vnhadano.com/)

URL： <https://www.vnhadano.com/>

【フェイスブック】 [@shakyo hadano](https://www.facebook.com/shakyohadano/)

URL： <https://www.facebook.com/shakyohadano/>

社会福祉大会の開催(秦野市と共催)

社会福祉の推進に尽力された方に対し、その功績をたたえ、表彰状と感謝状の贈呈をしています。また、地域の福祉活動の発表などを行い、市民の福祉意識の高揚を図っています。

ともしび広場(古本市)の開催

毎年10月の福祉推進月間期間中に開催している「ともしび広場」で、市民から寄せられた本の販売や啓発物品を販売し、売上金を事務局運営に充てています。

・・・福祉活動への支援・・・

団体助成

福祉団体助成費（共同募金配分金事業）

当事者団体や福祉団体に対し、構成人数、活動規模、活動状況に応じて活動費の経費補助をしています。

地域福祉活動の支援

ふれあいサロンほっとコーナー

子育て支援を目的に、秦野市民生委員児童委員協議会が実施している「ふれあいサロンほっとコーナー（4か月児健康診査時のサロン開設）」を支援しています。

コーディネーター・ニーズ対応チーム研修

小地域福祉活動の活性化を目的に、地区コーディネーターやニーズ対応チーム組織の活動支援として、地域からの要請に応じ、小地域単位で出前方式の研修会を開催しています。

例) 敬老会やサロン活動で役立つレクリエーション講座、家庭介護教室、車イス講習会など

サロン連絡会・サロン活動紹介冊子

市内で開催されているサロン活動の担い手を対象に、情報交換や研修を目的とした連絡会を年2回、開催しています。また、これらの活動を紹介した冊子を作成し、窓口等で配布しています。

高齢者サロン及び子育てサロン新規設置助成金

地域の中で世代を超えてあらゆる人々がふれあいの輪を広げ自立した生活を送れるよう、小地域レベルでの高齢者サロン及び子育てサロンの開設を支援するため、新たにサロン活動を立ち上げる団体に対し、新規開設及び初期の活動に必要な経費を助成します。

○助成金額 10,000円

・・・福祉基金の運営・・・

福祉基金

はだの福祉基金

昭和56年度に福祉基金を設立し、以来皆様からの寄付金、基金利息等を積み立ててきました。現在、そこから生まれる果実（利息）等をボランティア活動の推進・啓発、各種の援護事業などに役立てています。

はだの福祉基金積み立て状況

各年度末（単位：万円）

年度 区分	昭和56 年度～ 平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	合計
市補助金	27,940.0						27,940.0
基金利子等	16,125.5	138.8	62.3	61.7	33.7	33.9	16,455.9
寄付金額	15,573.5	83.6	91.7	125.7	138.1	528.4	16,541.0
他事業より 繰入金			624.7				624.7
有価証券の 金利の調整						13.3	13.3
合計 1	59,639.0	222.4	778.7	187.4	171.8	575.6	61,574.9
繰出金 2	28,619.8	595.2	348.5	327.1	407.1	206.1	30,503.8
有価証券の 金利の調整 3						12.0	12.0
積立金 1-2-3	31,019.2	△ 372.8	430.2	△ 139.7	△ 235.3	357.5	31,059.1
累計	31,019.2	30,646.4	31,076.6	30,936.9	30,701.6	31,059.1	

寄付の状況(平成30年度)

	件 数	金 額
はだの福祉基金	42件	528万4,067円

・・・自主財源の確保・・・

本会の事業にかかる経費は、市や県からの補助金や委託金のほか、自主財源としての皆様からの会費によって賄われています。

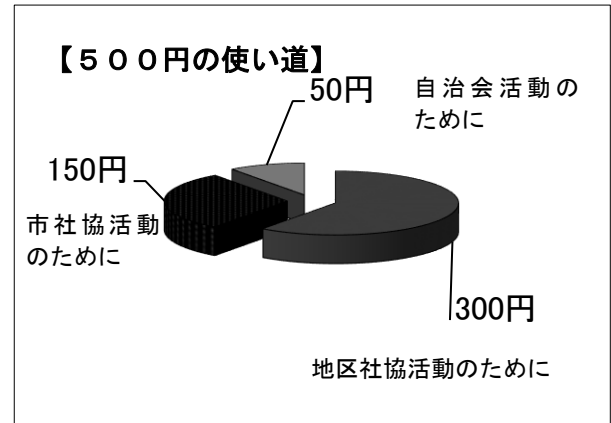
会 費

普通会費（住民会費）

地域住民の皆様、本会の趣旨に賛同していただき、自主的な加入をお願いしています。

全戸の加入を目標に、毎年9月に地区別の説明会を開催し、自治会の理解とご協力のもと、加入促進しています。

1口 500円/年



特別会費

本会の構成員である特別会員（地区社協、地区自治会連合会、地区民児協、社会福祉施設、社会福祉関係団体など）に加入をお願いしています。

1口 5,000円/年

賛助会費

本会の事業に賛同してくださる個人や団体、市内の企業や事業所などに、加入をお願いしています。

※ 個人 : 1口 1,000円/年

※ 団体・事業所 : 1口 5,000円/年

各種会費納入状況について

会費収入総額 18,449,000円（前年度比：315,000円減）

(1)普通会費 17,081,000円（前年度比：322,000円減）

普通会費納入状況

地区	自治会数	協力自治会数	協力口数	納入額(円)	協力金(円)
本町	37	36	5,027	2,512,000	1,522
南	36	34	4,777	2,386,000	2,550
東	36	34	3,061	1,528,500	2,000
北	16	16	2,967	1,481,000	2,315
大根	23	23	4,549	2,273,500	1,070
鶴巻	19	19	3,873	1,936,000	550
西	64	64	9,291	4,643,500	2,200
上	9	9	641	320,500	0
計	240	235	34,186	17,081,000	12,207

(2)特別会費 670,000円(前年度比:5,000円減)

134件	{	福祉団体等	49団体	245,000円
		法人・施設等	85法人等	425,000円
		(計)		670,000円

(3)賛助会費 698,000円(前年度比:12,000円増)

420件	{	事業所等	38件	265,000円
		個人	382人	433,000円
		(計)		698,000円

市社協の地区担当者が地区社協の各種会議や事業に出席し、組織運営や事業実施等への支援を行っています。

地域福祉実践交流会

地区社協の構成メンバーを対象に、地区社協の在り方や、当面する課題の解決に向けた研修会を開催します。



地区社協の活動

地区社協の範囲

地区社協は、市内8つの自治会連合会を単位として作られている自主組織です。

※西地区社協には上地区自治会連合会が含まれます。

地区社協の構成

主な構成団体は、自治会や民生委員児童委員、婦人会、保護司会、子供会、食生活改善推進団体、地区コーディネーター、身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会などです。

活動の財源

主な財源は、市社協からの運営費交付金（普通会費の6割）や福祉ふれあいまつりのバザー等による収益金、その他寄付金等です。

主な活動

各地区では、それぞれ地域の特徴を活かした福祉活動を展開しています。

- ① 広 報 活 動・・・地区社協たよりの発行や福祉講演会の開催など
- ② ふれあい・交流活動・・・福祉ふれあいまつりや地域交流会など
- ③ 研修・学習活動・・・役員研修会やボランティア学習会など
- ④ 小地域ネットワーク活動・・・ニーズ対応チームによる見守り活動など
- ⑤ そ の 他・・・シルバー料理教室や構成団体の支援など

その他の事業

保健福祉センター管理事業（市受託事業）

秦野市保健福祉センターの施設維持管理業務のうち、貸館業務を受託しています。

共同募金事業

神奈川県共同募金会の秦野市支会の事務局として、募金委員等、多くのボランティアの協力のもと募金活動を実施しています。また、災害発生後の被災地への義援金募集も随時行っています。

- 赤い羽根共同募金活動 10月1日～12月31日
- 年末たすけあい募金 12月1日～12月31日

共同募金秦野市支会実績額（平成30年度）

募金の種別	30年度実績（円）
戸別募金（年末たすけあい含）	11,951,299
街頭募金（年末たすけあい含）	691,465
法人等募金	1,121,500
職域募金	227,327
学校募金	217,865
イベント募金	34,512
その他募金（年末たすけあい含）	2,814,010
合 計	17,057,978

市内共同募金配分状況（平成30年度）

障害者福祉施設	8,180,000円
秦野市社会福祉協議会	8,320,000円
保育園	640,000円
在宅福祉援助団体	100,000円
合 計	17,240,000円

秦野市民生委員児童委員協議会事務局

平成25年度から市域の民生委員児童委員協議会の事務局が市から移管されました。

事務局として常任理事会や研修会、部会活動を支援しています。

秦野市老人クラブ連合会事務局

平成25年度から市域の老人クラブ連合会の事務局を担っています。

高齢者の仲間づくりのため、役員会をはじめとする各種会議や生活を豊かにするための各種事業に取り組んでいます。

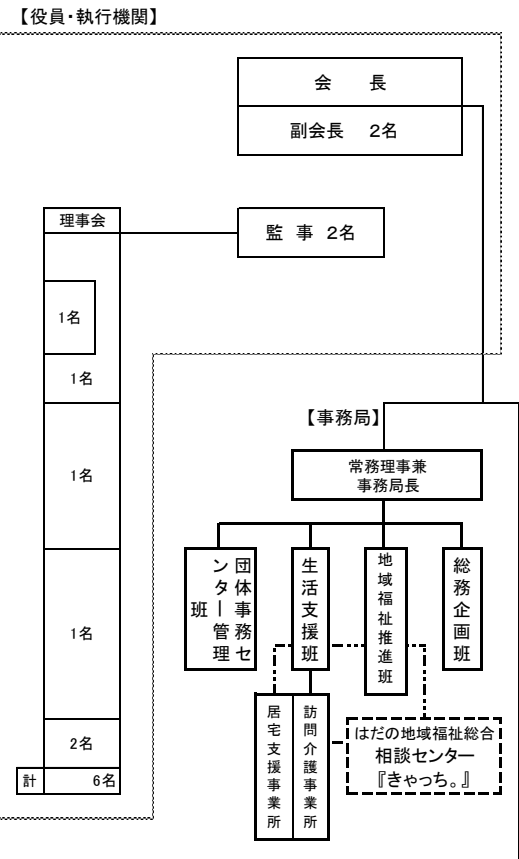
○ 秦野市社会福祉協議会の会員構成・組織

普通会員	本会の趣旨に賛同していただき、自主的な加入をお願いします。全戸の加入を目標に、毎年11月に自治会の協力のもと加入促進を行っています。	会費
		1口 500円

市
民

区分	内 訳	部 会	評議員会
(1) 地区社会福祉協議会	本町・南・東・北 大根・鶴巻・西	地域部会	1名
(2) 地区民生委員児童委員協議会	本町・南・東・北 大根・西・渋沢・末広 南が丘・広畑・鶴巻・堀川	民生委員 児童委員部会	2名
(3) 地区自治会連合会	本町・南・東・北 大根・西・鶴巻・上	地域部会	1名
(4) 社会福祉法人及び社会福祉を目的とする事業を営業者	高齢者福祉を目的とする法人 高齢者福祉関連施設等 児童福祉を目的とする法人 児童福祉関連施設等 障害者福祉を目的とする法人 障害者福祉関連施設等	施設部会	2名
(5) 社会福祉団体	福祉関係団体	団体部会	1名
(6) 社会福祉に関する活動を行う者	ボランティア団体 更生保護関係団体 女性関係団体 児童青少年関係団体 生活改善関係団体		1名
(7) 社会福祉学識経験者	社会福祉に関係する学識経験者 社会福祉に関係ある行政機関		1名
			計 9名

【諮問及び重要事項の議決機関】



委 員 会	委員数
第三者委員会	3名
日常生活自立支援事業 契約締結審査会	5名
法人後見事業運営委員会	6名
生活福祉資金貸付調査委員会	5名
評議員選任解任委員会	3名

区分	説 明	会 費
(1) 個人	本会の趣旨に賛同し、本会の事業に要する経費を賛助していただける個人	1口 1,000円
(2) 団体並びに事業所	本会の趣旨に賛同し、本会の事業に要する経費を賛助していただける団体並びに事業所	1口 5,000円

地区社会福祉協議会（7地区）	本町・南・東・北・大根・鶴巻・西
----------------	------------------

◆ 地区社協
市内には、7つの地区社会福祉協議会（地区社協）が組織されています。地区社協は、市社協と連携して、地域ごとのきめ細やかな福祉活動を推進していく自主的な団体です。

保健福祉センター

保健福祉センターは保健事業と福祉活動を総合的に展開しており、乳幼児から高齢者まで、ハンディキャップのある人もない人も、誰でも利用できる保健福祉サービスの拠点となる施設です。

保健福祉センターには、母子、成人・高齢者の保健事業をはじめ、障害児・者デイサービス事業、地域福祉の推進、福祉相談、保健福祉の人材養成及び市民の生きがいやふれあい活動の場など様々な機能があり、その役割を十分に果たすよう努めています。

平成10年10月12日に“心がかよいあう健康なまちづくり”を目的に設立された保健福祉センターでは、今後も様々なニーズに即応できるよう、事業の充実を図っていきます。

施設概要

名 称	……保健福祉センター
所 在 地	……緑町16番3号
敷地面積	……9130.88 m ²
建築面積	……2297.88 m ²
延べ面積	……8676.58 m ²
構 造	……鉄骨鉄筋コンクリート造（地下1階、地上4階）
工 期	……平成8年12月～平成10年9月
建設事業費	……46億9000万円
駐 車 場	……149台（屋外二層式駐車場103台・平面駐車場30台・地下駐車場16台）
駐 輪 場	……60台
多目的ホール	……いす席308席（可動いす288席・固定席20席）
会議室等	……第1会議室、第2会議室、第3会議室、第4会議室、和室、 教養娯楽室、創作活動室

利用時間

開館時間	……午前8時30分～午後10時
使用時間	……午前9時 ～午後10時
受付時間	……午前8時30分～午後 9時
休 館 日	……年末年始（12月29日～1月3日） ただし、必要に応じ臨時に休館することがあります

使用区分と基本使用料

●多目的ホール

ステージ・いす仕様とする場合（1時間につき）

使用区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	午前9時 ～ 正午	午後1時 ～ 午後5時	午後6時 ～ 午後10時	午前9時 ～ 午後5時	午後1時 ～ 午後10時	午前9時 ～ 午後10時
平日	円 4,500	円 8,200	円 11,200	円 12,700	円 19,500	円 24,000
土曜日 日曜日 祝日	円 6,000	円 10,500	円 13,500	円 16,500	円 24,000	円 30,000

ステージ・いす仕様としない場合

区分	基本使用料（1時間につき）
多目的ホール	1000円

●会議室等

区分	定員	基本使用料（30分につき）
第1会議室	8人	50円
第2会議室	16人	100円
第3会議室	18人	250円
第4会議室	63人	400円
第4会議室の 使用区分	会議室1	24人 200円
	会議室2	24人 200円
和室（14畳）	12人	150円
教養娯楽室（68畳）	72人	600円
教養娯楽室の 使用区分	教養娯楽室1	24人 200円
	教養娯楽室2	24人 200円
	教養娯楽室3	24人 200円
創作活動室	24人	200円

使用申込み方法

区 分	使 用 申 請 受 付 期 間	
	始 期	終 期
多目的ホール	使用する日の属する月の4か月前の20日 から	使用する日の 3日前
会議室等		使用する日の 前日

貸室利用状況及び来館者数（平成30年度）

開館日数……………357日（30年4月1日～31年3月31日）

1日平均の貸室利用者数……155人（1か月平均 4,615人）

1日平均の来館者数……………686人（1か月平均 20,416人）

その他

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は民生委員法・児童福祉法により設置が定められており、厚生労働大臣から委嘱を受ける非常勤特別職の地方公務員です。地域住民のよき相談相手として地域の見守りや行政とのパイプ役などの役割を担っています。

民生委員・児童委員数

令和元年12月1日現在の定数（単位：人）

地区名	本町	南	東	北	大根	西	渋沢	末広	南の丘	広畑	鶴巻	堀川	合計
定数	26	25	20	18	19	24	25	23	17	17	25	21	260

民生委員・児童委員の徽章は幸福をあらわす四つ葉のクローバーを形どり、そこに平和を象徴するハトをあしらい、民生委員の“み”の字は育っていく若葉、双葉の姿をデザインしたものです。



ともしび運動

ともしび運動は、行政のいきいきとした福祉施策の展開と、地域住民がお互いに支え合うという福祉の心を持って自発的に進める福祉活動とが一体となって高齢者も若者も、健常者も障害者も地域の人たちすべてが“ともに生きる”住みよい新しい福祉社会づくりを進める運動です。

福祉展・ともしび広場

高齢者、身体障害児・者、知的障害児・者、ひとり親家庭の方及び施設入通所児・者等が作成した手工芸品等の展示や日頃の活動の様子や成果の発表、社会福祉に関する資料等の展示や福祉関係団体等による模擬店等を実施し、対象者の社会参加による生きがいの高揚を図るとともに市民の福祉に対する関心を高め社会福祉の発展を図っています。

戦傷病者戦没者遺族等援護

〈戦傷病者援護〉

戦傷病者に対しては戦傷恩給等が支給されます。また戦傷病者の妻には特別給付金が支給されます。その金額は戦傷病者の戦傷の程度により支給されます。

〈戦没者及び遺族援護〉

①戦没者追悼平和祈念式典

市では戦没者のめい福を祈り、恒久の平和を念願するために毎年戦没者追悼平和祈念式典を行っています。

戦没者数1686柱 遺族者数351名

(令和元年7月24日現在 秦野市遺族会調べ)

②戦没遺族の援護については、逐次支給金額の改定が図られています。また、この援護を受けるには、戦没者の身分、死因並びに遺族の三要件によって適用する法律が異なり、その内容も異なっています。

日本赤十字社神奈川県支部秦野市地区

日本赤十字社は、赤十字の思想とする人道的任務を達成することを目的に設置され、人道と博愛の精神に基づき、国内はもとより世界の平和と福祉に貢献するため、災害救護活動をはじめ医療や奉仕活動など各種の事業を行っています。

これらの事業資金は、赤十字事業に協賛する社員の「社費」とその他の「寄付金」（「社費」と「寄付金」を総称して「社資」と呼びます。）によってまかなわれています。

そこで、日本赤十字社の創立記念日など赤十字にゆかりの深い5月の1か月間を「赤十字社員増強月間」として、赤十字思想の普及と社員の加入促進に努めています。平成30年度の社員増強運動の実績は1404万1062円でした。

寄付（はだの福祉基金）

福祉の充実のための寄付金は、福祉事業の財源や福祉施設等の修繕費用等として有効に活用させていただき、ボランティア活動の推進・啓発、援護事業等に役立てられます。

災害援助

地震や台風あるいは火事などにより災害が起こった場合、大規模なものについては、災害救助法が適用され、国・県・市協力の下、避難所や食料の供与など応急的援助が行われます。

これに該当しない小規模な災害については、被災者に対して見舞金が、死亡した市民の遺族に対して弔慰金が、秦野市、日本赤十字社秦野市地区・神奈川県支部、神奈川県共同募金会及び秦野市社会福祉協議会から支給されます。その他必要に応じ日本赤十字社神奈川県支部より救援物資が支給されます。

災害見舞金支給額一覧

(根拠)

- ・秦野市小災害見舞金等支給要綱
- ・日赤秦野市地区小災害見舞金等交付要綱
- ・たすけあい福祉資金設置運営要領
- ・日赤神奈川県支部災害被災者援護要綱

(単位：円)

種類	被害の程度	世帯類型等		秦野市 (以内)	日赤秦野市地区 (以内)	日赤県支部 (以内)	県協同募金会	市社協 (以上)	合計
見舞金	全焼・全壊	1人世帯	持家	30,000	10,000	10,000	10,000	5,000	65,000
			借家		7,000				62,000
		2～5人世帯	持家	50,000	20,000				95,000
			借家		14,000				
		6人以上世帯	持家	70,000	20,000				115,000
			借家		14,000				
	店舗事業所の使用者	30,000	10,000	40,000					
	住家(賃貸)の家主	20,000	5,000	25,000					
	半焼・半壊	1人世帯	持家	20,000	5,000	10,000	5,000	5,000	45,000
			借家		3,000				43,000
		2～5人世帯	持家	30,000	10,000				60,000
			借家		7,000				
		6人以上世帯	持家	50,000	10,000				80,000
			借家		7,000				
	店舗事業所の使用者	20,000	5,000	25,000					
住家(賃貸)の家主	10,000	2,000	12,000						
床上浸水	1人世帯	持家	10,000	5,000	5,000	1,000	2,000	20,000	
		借家		3,000				(※23,000円)	
	2人以上世帯	持家		5,000				20,000	
		借家		3,000				(※21,000円)	
	店舗事業所の使用者	10,000		5,000				15,000	
重症	1人につき	30,000	5,000	10,000	5,000	5,000	55,000		
弔慰金	死亡	1人につき	100,000	30,000	20,000	10,000	5,000	165,000	

統計

1 民生委員・児童委員の活動状況

(1) 内容別相談・支援件数

区分	平成28		平成29		平成30	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
在宅福祉	466	12.01	378	10.23	354	9.04
介護保険	141	3.63	248	6.71	157	4.01
健康・保健医療	400	10.31	480	12.99	593	15.14
子育て・母子保健	102	2.63	54	1.46	73	1.86
子どもの地域生活	128	3.30	61	1.65	40	1.02
子どもの教育	265	6.83	240	6.50	352	8.99
生活費	65	1.67	90	2.44	71	1.81
年金・保険	9	0.23	13	0.35	13	0.33
仕事	3	0.08	24	0.65	17	0.43
家族関係	154	3.97	200	5.41	174	4.44
住居	48	1.24	69	1.87	76	1.94
生活環境	134	3.45	176	4.76	141	3.60
日常的な支援	1,098	28.29	833	22.54	871	22.24
その他	868	22.36	829	22.44	985	25.15
合計	3,881	100.00	3,695	100.00	3,917	100.00

(2) 分野別関係制度相談・指導件数

区分	平成28		平成29		平成30	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
高齢者に関すること	2,485	64.03	2,617	70.83	2,590	66.13
障害者に関すること	292	7.52	251	6.79	297	7.58
子どもに関すること	515	13.27	384	10.39	498	12.71
その他	589	15.18	443	11.99	532	13.58
合計	3,881	100.00	3,695	100.00	3,917	100.00

2 小災害見舞金等支給状況

平成30年度

	災 害 別	秦 野 市		日本赤十字社		県共募・市社協	
		件 数	金 額(円)	件 数	金 額(円)	件 数	金 額(円)
見 舞 金	全 焼	4 件	170,000	4(3)件	89,000	3 件	45,000
	全 壊						
	半 焼	2 件	40,000	2(2)件	28,000	2 件	20,000
	半 壊						
	部 分 焼						
	部 分 壊						
	床 上 浸 水						
	重 症						
死 亡 弔 慰 金							
合 計		6 件	210,000	6(5)件	117,000	5 件	65,000

※日本赤十字社の支給件数は、秦野支部の支給件数、() 内数値は県支部の支給件数

3 福祉目的寄付の状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件 数	45件	47件	45件
金 額	78万4577円	1657万3205円	818万3019円

福祉関係施設等一覧

平成31年4月1日現在

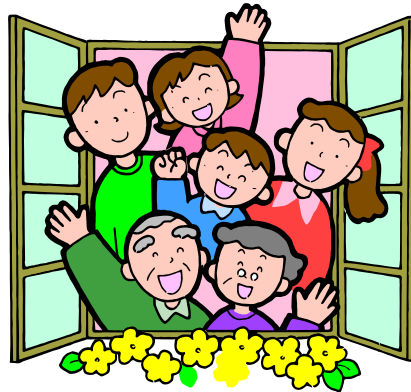
施 設 名	住 所	電 話
保健福祉センター	緑町 16-3	84-5511
社会福祉協議会(保健福祉センター内)	緑町 16-3	84-7711
はだの地域福祉総合相談センター「きゃっち。」(保健福祉センター内)	緑町 16-3	83-2751
シルバー人材センター(保健福祉センター内)	緑町 16-3	84-3311
秦野市地域生活支援センター “ぱれっと・はだの”	本町 2-7-25	71-5701
ともしびショップゆめ散歩(さかえちょう公園内)	栄町 9-14	73-6031
秦野市障害者権利擁護センター「ライツはだの」	本町 2-1-24	79-5032
ほうらい会館	曾屋 5798-3	81-8310
女性相談室(ほうらい会館内)	曾屋 5798-3	83-1812
高齢者職業相談所(なでしこ会館)	今川町 1-3	82-7012
<障害者支援施設等>		
(通所施設)		
みのりの家	渋沢 1480-1	80-2332
秦野ワークセンター	菩提 1711-2	75-3343
秦野精華園秦野市障害者 日中サービスセンター	本町 3-13-49	73-7744
みんなの広場	曾屋 5819-4	59-9700
もえぎ	南矢名 430-15	78-1660
いんくるはだの	緑町 15-22	80-2531
あじさい	緑町 16-3 秦野市保健福祉センター2F	85-1305
ハッピーラボ	戸川 381-1	75-5418
横田リハビリセンター	柳町 1-1-16	89-4555
就労移行支援事業所りんく	三屋 124	75-6308
秦野障害福祉職業訓練支援センター	栄町 6-16-2 階	51-6844
あけぼの	三屋 29-1	75-3456
鶴巻工芸	鶴巻 1840-2	77-7769
大根工芸	南矢名 2041-5	79-2570

施 設 名	住 所	電 話
ジョブライフはたの	三屋 127-3	75-0118
うぐいすの家	西田原 146	83-3200
福祉作業所 リトルスター	鈴張町 1-1	84-4502
地域作業所かがやき	南矢名 2-6-17	78-3523
にこにこパン工房	清水町 9-24	84-5556
あすなろリサイクル作業所	堀山下 9 8	87-3000
みんなの家ミミ秦野	曾屋 4508-10	83-5764
みりおんりーふ秦野	河原町 2-16 万葉ビル 1 F	75-8294
(入所施設)		
秦野精華園	南矢名 3-2-1	77-8811
希望の丘はたの	南矢名 4-141-1	77-8811
丹沢レジデンシャルホーム	菩提 1711-2	74-3303
やまばと学園	渋沢 2620-2	87-1188
くず葉学園	菩提 2058-2	75-3221
松下園	戸川 454-1	75-2511
ライフステージ・悠トピア	南矢名 1955	69-1222
弘済学園	北矢名 1195-3	77-3222
キャンバス秦野	戸川 325	75-5430
(児童)		
秦野市児童発達支援事業	緑町 16-3	
たんぼぼ教室	秦野市保健福祉センター4F	84-2168
あけぼの園	菩提 507-1	75-1601
弘済学園地域生活支援センター「わくわく」児童発達支援センター「すきっぷ」	北矢名 1195-3	77-3222
秦野つぼみ	尾尻 944-20	74-5730
虹	本町 1-8-16	82-9982
	秦野エミネンス 1 01	
NPO 法人放課後等デイサービスいちごクラブ	西大竹 120-3	68-9709
みんなの家ココ秦野	立野台 1-3-1	86-6856
もいちど倶楽部	鶴巻 1921-1	050-3585-9346
NPO 法人 Link		
放課後デイサービス PARTY	落合 578-6	65-0161
ファミリーキッズ秦野	曾屋 1-7-4 1	
	クリア秦野 2F	75-9566
こどもプラス秦野渋沢教室	曲松 2-1-40	
	小清水ビル 2F	75-9855
きらりはーと秦野	入船町 7-24	75-8570
放課後等デイサービス	富士見町 2-19	
みらいっ子	ヴィラミハス 1B	65-1212
放課後デイサービス かのん	寿町 8-34	
児童発達支援 かのん	TKS ユザワビル 2FA号室	86-6111

施 設 名	住 所	電 話
たんぼぼの家	千村 3-24-28	87-2018
放課後デイサービス 花だん	今川町 8-1K&Y 秦野ビル 4F	81-1153
むつみチルドレン	平沢 1750-1	79-9455
遊びりパーク Lino'a 秦野	菖蒲 1105-3	79-9961
ひろか教室	堀山下 119-11	74-5553
放デイ・COSMO「まなび館」	曲松 2-3-20 ストリングフィールド 201 号室	050-3775-4131
<介護保険関係>		
介護老人福祉施設		
寿湘ヶ丘老人ホーム	千村 497-1	88-4150
菖蒲荘	三廻部 510	88-7651
湘南老人ホーム	下大槻 1169-2	76-7580
湖	平沢 2426-1	84-6565
はだの松寿苑	戸川 381-12	74-2003
田原の里	西田原 360-1	63-3577
秦野陽光園	曾屋 1177-1	72-7642
介護老人保健施設		
秦野老人保健施設みかん	平沢 2407-2	84-4165
ライフプラザ鶴巻	鶴巻北 3-1-3	69-3741
介護老人保健施設ミノゲール	蓑毛 164-1	81-1488
介護老人保健施設めぐみの里	渋沢 1296-1	89-2225
介護老人保健施設ひまわりの里	西大竹 914-1	85-5011
介護医療院		
鶴巻温泉病院 介護医療院	鶴巻北 1-16-1	78-1311
<高齢者関係>		
地域高齢者支援センター		
本町地域高齢者支援センター	本町 1-11-19	75-8907
南地域高齢者支援センター	平沢 1750-1	84-2250
東・北地域高齢者支援センター	曾屋 11	81-0990
大根地域高齢者支援センター	下大槻 173	76-5208

施 設 名	住 所	電 話
西地域高齢者支援センター	三廻部 508-2	88-5102
渋沢地域高齢者支援センター	渋沢 1124-5	79-6532
鶴巻地域高齢者支援センター	鶴巻北 2-2-25	79-9040
広畑ふれあいプラザ	下大槻 174-4	77-6061
末広ふれあいセンター	末広町 6-53	82-4936
老人いこいの家		
かわじ荘	八沢 626-1	
ほりかわ荘	堀川 579-1	
くずは荘	羽根 534	
あずま荘	寺山 466-2	
<児童関係>		
認定こども園		
公 立	すえひろこども園	末広町 6-35 82-4556
	つるまきこども園	鶴巻 2248-1 78-3424
	ひろはたこども園	下大槻 138 77-3434
	みどりこども園	緑町 16-2 81-1629
	しぶさわこども園	渋沢上 1-12-2 87-1021
私 立	いまいずみ保育園	尾尻 952-16 82-6226
	やまゆり保育園	沼代新町 3-42 88-7810
	白百合幼児園	鈴張町 2-22 81-2530
	サンキッズ南が丘こどもえん	南が丘 2-1 81-9511
認可保育所		
私 立	南秦野保育園	平沢 1243-3 81-8306
	ふくろうのもり保育園	平沢 1243-3 81-8306
	ひまわり保育園	室町 3-23 82-3405
	第一保育園	本町 1-3-1 81-3175
	若木保育園	東田原 440-5 81-6332
	山辺保育園	横野 57-1 72-7621
	西湘秦野保育園	横野 231 75-2818
	なでしこ保育園	南矢名 2290-3 77-7111
	こひつじ保育園	渋沢 2-7-15 87-2088
	みどり保育園	並木町 9-36 88-3702
	にこにこ保育園	立野台 1-3-7 83-2525

施設名	住所	電話
第2にこにこ保育園	尾尻 546-1	85-0808
なでしこ第2保育園	下大槻 174-2	78-3939
ゆりかご保育園	鶴巻南 5-1-5	77-6870
あおば保育園	尾尻 939-10 秦野ハウス 1 階	83-6273
虹と風保育園	渋沢 2-42-1	89-1325
アカデミーコスモス保育園	今泉 2208-5	81-9653
ハレノヒ保育園	名古屋 38	82-8001
秦野さくらんぼ保育園	栄町 5-11-1	83-2571
堀川ほほえみ保育園	堀川 22-1	73-7233
つくし保育園	鶴巻南 1-1-6	73-8120
ベル・フラワー保育園	今川町 1-2 ポレスター秦野駅前 2 階	83-3051
小規模保育事業		
私 立 つくしんぼ保育園	鶴巻北 2-5-3-1	72-7014
煌星（きらほし）保育園	柳町 1-16-11	72-8058
家庭的保育事業		
私 立 ちびうさ保育ルーム （栗原 美恵子）	尾尻 945-9	080-1365- 2908
コロちゃん保育室 （後藤 亜希子）	戸川 657-1 ヴィル・ド・リオン 103・105 号	050-1126- 0852
おかのうえ保育室 （瀬戸 美千子）	南が丘 3-1	080-7532- 0405
子育て支援センター（ぼけっと 21 等）		
「ぼけっと 21 しぶさわ」	渋沢上 1-12-2	87-8777
「ぼけっと 21 おおね」	南矢名 3-11-1	77-1542
「ぼけっと 21 こども館」	寿町 3-12	83-5011
「ぼけっと 21 すえひろ」	末広町 6-35	83-6736
「ぼけっと 21 保健福祉センター」	緑町 16-3	82-7630
「ぼけっと 21 にし」	並木町 8-1	88-7577
「ぼけっと 21 ミライエ」	曾屋 687-37 （ミライエ秦野 1 階）	80-2351
ちっちゃなて	鶴巻北 1-7-23	45-0534
ファミリー・サポート・センター	緑町 16-3 保健福祉センター4 階	84-1330



<市章>



この市章は近代的な翼型マークによって「ハダノ」を表したものであり、発展向上する本市を力強くシンボライズしている。

<市民憲章>

わたくしたち秦野市民は、丹沢の美しい自然のもとで、このまちの限りない発展に願いをこめ、ここに市民憲章を定めます。

- 1 平和を愛する市民のまち、それは私たちの誇りです。
- 1 きれいな水とすがすがしい空気、それは私たちのいのちです。
- 1 健康ではたらき若さあふれるまち、それは私たちのねがいです。
- 1 市民のための豊かな文化、それは私たちののぞみです。
- 1 みんなの発言で住みよいまちを、それは私たちのちかいです。

(制定 昭和44年10月1日)

秦野市の福祉

令和2年3月

編集

秦野市福祉部地域共生推進課

発行

〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号

TEL 0463-82-5111 (代)

0463-82-7392 (直)